

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和8年3月13日（金）
【開会】 14時00分
【閉会】 17時28分
【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆
委 員 野村 浩子
委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子
委 員 森川 多供子

【欠席委員】

委 員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 田中 一平
総務部長 佐藤 佳哉
教育政策室長 岩上 淳
教育環境整備推進室長 吉永 太
職員部長 宮川 匡之
職員部担当部長 西田 寛
学校教育部長 北川 友明
健康給食推進室長 五十嵐 美保子
生涯学習部長 大島 直樹
総合教育センター所長 大野 恵美
庶務課長 細見 勝典
庶務課担当課長 森 達也
教育政策室担当課長 豎月 基
庶務課課長補佐・庶務係長 瀧澤 和義
教職員企画課長 井川 秀雄
教職員企画課課長補佐 安倍 悠史
教職員人事課担当課長 平山 和生
教職員人事課課長補佐 須藤 良
教職員人事課担当課長 井汲 真佐子
教職員人事課担当係長 郷原 修
教育政策室担当課長 石井 芳宏
教育政策室指導主事 鈴木 政康
庶務課担当係長 江上 史雄
庶務課職員 曾根 一真
生涯学習推進課長 山口 弘
生涯学習推進課担当課長 米井 克子
生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一

教職員企画課担当課長 田中 誠志
教職員企画課担当係長 茅根 真帆
教育政策室担当係長 染谷 大海
指導課担当課長 北村 美幸
指導課担当係長 新津 尚之
指導課担当係長 上原 有貴
健康教育課長 小竹 誠
健康教育課担当課長 末木 琢郎
健康教育課担当係長 山崎 瑞穂
健康教育課指導主事 里見 亜紀子
教職員企画課課長補佐 柴原 悟
給与厚生課長 松本 聡
給与厚生課担当課長 根岸 葉子
給与厚生課担当係長 山根 千穂

指導課担当課長 伊藤 牧人
指導課指導主事 千葉 哲也

教職員人事課長 武田 充功
教職員人事課担当係長 齋藤 遼平

庶務課課長補佐 高木 直子
庶務課職員 関橋 正貴

【署名人】

委 員 森川 多供子

教育長職務代理者 芳川 玲子

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

それではよろしくお願いいたします。ただいまから定例会を開催いたします。

本日は坂口委員が欠席でございますが、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は14時から17時15分までとします。

3 会議録の承認

【落合教育長】

11月、12月及び1月の定例会の会議録を事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは承認いたします。

4 傍聴（傍聴者 0名）

【落合教育長】

本日は傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【落合教育長】

報告事項N o. 6から報告事項N o. 8までは期日を指定して公表する必要がある事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第4号に該当するため、報告事項N o. 9は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利・利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第2号に該当するため、報告事項N o. 10、N o. 11、議案第36号及び第37号は、人事賞罰等の職員の身分取扱いに関する事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により非公開とすることに賛成の委員は挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

はい、全員挙手です。

よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。

なお、報告事項N o. 6から報告事項N o. 8までは、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人について、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と芳川教育長職務代理者をお願いいたします。

7 報告事項Ⅰ

報告事項N o. 1 請願第1号の報告について

【落合教育長】

初めに、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項N o. 1「請願第1号の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いいたします。

【森庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー01、報告事項N o. 1のファイルを御覧ください。

資料については、委員の皆様事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略い

たしますが、請願の趣旨は、年度当初４月時点の教員の欠員と未充足数をゼロにするものです。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

請願の趣旨は、年度当初４月時点の欠員と未充足をゼロにするというものでございますが、この請願の取扱いにつきましては、今後審議していくということではよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

ありがとうございます。

次に、請願の意見陳述の可否、また認める場合の時間についてでございますが、これを認めて、その時間については１０分程度ということではよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

では、そのように決定いたします。

以上ではよろしいでしょうか。ありがとうございます。

報告事項Ｎｏ．２ 令和７年度川崎市教育委員会職員（理学療法士）採用選考の実施結果について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．２「令和７年度川崎市教育委員会職員（理学療法士）採用選考の実施結果について」の説明を庶務課長からお願いします。

【細見庶務課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．２「令和７年度川崎市教育委員会職員（理学療法士）採用選考の実施結果について」御説明申し上げます。

お手元の端末のファイルＮｏ．０２－１、報告事項Ｎｏ．２を御覧ください。

採用選考の実施につきましては、昨年１２月２３日に開催されました教育委員会定例会にて御

報告したところですが、その結果について御報告いたします。

選考区分は理学療法士で、募集人数若干名に対して10名の応募があり、合格者を1名といたしました。

結果につきましては本年2月18日に合格者に対して通知をしております。

また合格者は本年4月1日に採用される予定でございます。

なお、報告事項No. 2資料として本採用選考の選考案内を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

採用選考の実施結果について、御報告、御説明がありましたが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

森川委員どうぞ。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。

教えていただきたいのですが、受験された方たちは、新卒なのか、それともリハビリ病院などの経験者なのか、こういった方が受験しに来たのか教えていただけたらと思います。

【落合教育長】

庶務課長。

【細見庶務課長】

皆さん、ほとんど施設ですとか、経験者の方が、もう、全員そうです。経験者ということで、結構、病院とか、非常に経験豊富な方が多かったです。

今回、その中でも学校で勤務するというので、まず学校で子どもたちと接することができるというような視点で選考していきまして、それで1名を選考したというような形になっております。

【森川委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 中学校35人以下学級に向けた学級編制基準の改正について

【落合教育長】

それでは、次に報告事項No. 3「中学校35人以下学級に向けた学級編制基準の改正につい

て」の説明を教職員企画課長からお願いいたします。

【井川教職員企画課長】

教職員企画課でございます。それでは御説明させていただきます。

「中学校35人以下学級に向けた学級編制基準の改正について」ということでございまして、No. 3をお開きください。

初めに、1、改正理由でございますが、中学校における指導体制の充実に向けて、学級編制の標準を35人に引き下げ、令和8年度から学年進行で切れ目なく実施するため、改正法の成立に向けて、令和8年通常国会での対応が進められております。こうした動きを踏まえまして、本市の学級編制基準における中学校の1学級当たりの生徒数を改正するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

川崎市立小学校及び中学校学級編制基準（改正案）でございますが、表の右欄にございます1学級の児童・生徒数において、赤字でお示しいたしました1学級当たりの生徒数の基準を、35人としたものでございます。

また赤字でお示しいたしました附則でございますが、施行期日は、令和8年4月1日としております。

ページをおめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

経過措置として、表にございますとおり、令和8年度から、順次、学年進行で35人以下学級への引下げを行うための規定を設けたほか、普通教室の確保が困難な場合など、文部科学大臣が定める特別な事情がある場合は、法に準じて取り扱うことを規定したものでございます。

なお4ページには参考資料として、令和8年度文部科学省予算（案）を掲載してございますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

中学校35人以下学級に向けた学級編制基準の改正についての御説明です。

改正法の成立に向けた動きも踏まえ、本市の学級編制基準、1学級当たりの生徒数を改正するものでございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは報告事項No. 3を終了いたします。

報告事項No. 4 令和8年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

【落合教育長】

では次に、報告事項No. 4「令和8年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の説明を教職員人事課担当課長からお願いします。

【平山教職員人事課担当課長】

教職員人事課採用・人材育成担当でございます。

報告事項No. 4、「令和8年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」御説明させていただきます。

この選考試験は、令和9年度又は令和10年度採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を選考するために実施するものでございます。

1の募集対象・募集人員でございますが、令和9年度採用予定者は表のとおり小学校区分は200名程度です。中学校・高等学校区分は各教科合わせて180名程度で、全教科の募集をいたします。また、高等学校区分の情報、工業（電気）、商業は若干名、特別支援学校区分は20から25名、養護教諭は10名程度、栄養教諭は5から10名の募集となります。

2ページを御覧ください。

令和10年度採用予定者は、大学3年次在籍者推薦の募集となり、小学校区分は50名程度、中学校・高等学校区分（社会科、保健体育科、英語科は除きます。）は15名程度、中学校・高等学校区分（英語）は15名程度の募集となります。

2の選考区分でございますが、（1）から（10）までのとおり、一般選考と特別選考があり、特別選考につきましては（2）から（8）の七つございます。

3の受験案内・パンフレットの配布でございますが、3月5日から、市内の各区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で配布を開始するとともに、市ホームページに掲載しております。

4の受付期間でございますが、3月27日から5月7日までといたします。

3ページを御覧ください。

5の第1次試験でございますが、7月5日に実施いたします。今年度も川崎会場、愛知会場、兵庫会場、宮城会場で実施予定です。

6の第1次試験結果発表でございますが、7月23日に受験者全員に通知するとともに、市ホームページに掲載いたします。

7の第2次試験でございますが、実技試験は8月4日、面接試験は、8月6日から8月21日までの期間で実施します。会場は小杉小学校、上丸子小学校をお借りして実施します。予備として教育会館を予約しています。

8の第2次試験結果発表でございますが、9月17日に受験者全員に文書で発送するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

最後に、9の優れた人材の確保に向けた新たな取組として、

（1）栄養教諭の選考を新設しました。（2）小学校の受験者に対する筆記試験、教科専門を廃止しました。（3）小学校の特別選考1及び2の受験者に対する小論文Aを廃止しました。（4）小学校の試験項目の見直しに伴い、前年度試験実績者特別選考を廃止しました。（5）中学・高等学校の数学及び理科から技術への併願を新設しました。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

教員採用候補者試験について、募集人数や試験日・会場は御説明があったとおりでございます。また、栄養教諭の選考を新設するなど、優れた人材の確保に向けた新たな取組についても、最後に記載させていただいておりますが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

ありがとうございました。

この栄養教諭という名前で、タイトルで募集をかけるという、正しいことだと思うんですけども、背景について、これまではどういうふうにしてこられてきて、これに栄養教諭として募集されるということによって、何が変わってくるかということを想定されているのか、教えていただきたいなと思います。

【落合教育長】

人事課担当課長。

【平山教職員人事課担当課長】

これまでは、人事委員会のほうで、職員採用試験として執り行っていたものなんですけれども、県内のほかの自治体が養護教諭、栄養教諭を、教員採用試験の中に取り込んできているという経緯がございます。

そういった中で、優秀な人材が他都市に流れてしまう可能性が今現在生じておりまして、それが一つ大きな要因といたしまして、栄養教諭区分を採用試験のほうに新設するという経緯がございます。

【落合教育長】

一応川崎市の栄養職員として採用した方で、栄養教諭の免許を持っている方は8年勤務をする、内部で選考試験して栄養教諭になれる制度があるのですが、実はもう栄養教諭になりたいと思ってても、川崎市がそれをやっていなかったんで、他の自治体でやったか、やったところだと、そっちに人が流れちゃっているというふうな。急に川崎を受ける人が減ってきたというような、今年度の実情がございましたので、思い切って変えたという。ちょっと給与面で変わってきちゃうところもあるんですが、そういう背景がございます。

西井委員どうぞ。

【西井委員】

背景なんですけれども、日本栄養士会がありまして、その栄養士会の会長さんである中村丁次さんという、元神奈川大学の教授、学長だったんですね。こちらの御出身の川崎とそれから横浜に非常に地盤が強い。この方というのが栄養士会を挙げてこの栄養教育を広げていきたい。つまり、学校給食というのは食育とそれから栄養改善に非常に大きな重要な施策だというふうに、栄養士会のほうで認めていて、これは日本だけじゃなくて世界中に発信していったところなんだけど、そういうことでバックアップしているの、ぜひ、これいい取組だと思って、いいタイミングで実施されたかなというふうに思いましたので、背景をちょっと確認したいと思いました。以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

担当部長。

【西田職員部担当部長】

西井委員の、栄養教諭をあえて採用するという背景のことは説明したんですが、現在、実は栄養職員のほうも多くの学校に配置しているんですが、実際のところ、特別非常勤講師という形で免許申請をして、食育の授業をしていただいています。もともと学生時代に栄養教諭免許を取得している人もたくさんいますので、今後、川崎がやはり食育に力を入れていく上で、栄養教諭であると、学校の食育の計画を自ら立てることができるということなんですね。栄養職員はそれを管理するということにとどまりますので、そこは大きな違いかなというところで、子どもたちにいい食育、いい給食を提供するためにも、栄養教諭の増員ということを考えるところでございます。

【西井委員】

日本、100万人ぐらいいるんじゃないかな。栄養士って。世界の人口当たりの栄養士の数でこれほど栄養士の成り手が多い国はないのだと思うんですよね。目の付け所としては非常にいいと思います。

【落合教育長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

報告事項No. 5 教職員の懲戒処分の特例に関する要綱（改正案）について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 5「教職員の懲戒処分の特例に関する要綱（改正案）について」の説明を教職員人事課担当課長からお願いいたします。

【井汲教職員人事課担当課長】

教職員人事課サービス・免許担当課長、井汲でございます。

それでは、報告事項No. 5「教職員の懲戒処分の特例に関する要綱（改正案）について」御説明いたします。お手元の端末のファイルナンバー05-1、報告事項No. 5の2ページを御覧ください。

昨今の教職員等の不祥事案を受け、標記要綱について、次のとおり一部改正を行うものでございます。

5ページにお進みいただきまして、新旧対照表の別表（特例標準例）、1、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等の（1）わいせつ行為等の欄を御覧ください。

右側の現行の要綱では、市立学校の教職員は、その職責が市民の負託に基づく高潔性と信頼性を求められるということでございまして、「児童生徒に対してわいせつな行為をした」に対し

て免職、「イ児童生徒以外の者に対してわいせつな行為をした」に対しては、免職又は停職としてきました。

このことにつきまして、昨今、教職員によるわいせつ事案等が全国的に相次いで発生しており、また、本市でも事案が発生しておりまして、教育に対する信頼を損ねる事態になっていることを重く受け止めまして、児童生徒等以外の者を含め、全てのわいせつ行為について免職とするように改正するものでございます。

改正案では、「法律・条例等に違反するわいせつな行為をした」として、下に具体的な法律・条例等を列挙した上で、処分に当たっては刑事事件にあることを要しない旨、明記しております。

令和4年4月施行の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や、令和6年6月公布、今年12月施行のいわゆるこども性暴力防止法などにも鑑み、本市教委といたしましても、学校現場に携わる者の性暴力は絶対に許さないという姿勢の下、量定を厳罰化するものでございます。

改正案の全体につきましては、2ページから4ページに記載しておりますので、御覧いただければと存じます。

関連する資料については、端末のファイルナンバー05-2、報告事項No. 5資料に掲載してございます。1ページから20ページまでが、令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査の懲戒処分に関する処分基準の内容の抜粋でございまして、10ページまでが児童・生徒に対する行為、11ページからが児童・生徒に対する行為以外となっております。

児童・生徒に対する行為以外の抜粋に赤枠をかけておりますのは、わいせつ行為の対象にかかわらず、免職としている自治体でございます。

なお、18ページの横浜市につきましては、掲載資料が令和6年度の情報であるため、児童・生徒に対する行為以外については免職・停職となっておりますが、令和7年10月に、対象にかかわらず、免職とする改正を行っていることを確認してございます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

今、説明があったとおり、学校現場にいる者の性暴力は絶対に許さないという姿勢の下での量定の厳罰化でございますので、これまでの免職・停職という部分を、免職1本にするという、そんな形の御説明でございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。

何か発信をする予定とかはありますか。例えば、川崎市は学校現場に携わる者の犯罪は絶対に許しませんみたいな発信をする予定とかはないですか。

【落合教育長】

人事課担当課長。

【井汲教職員人事課担当課長】

発信は、それは、外に向けられるものですかね。

【森川委員】

はい。何が質問したいかという、これ被害者がいるからこそ、事件・事例が挙がっても、そのまま報道も出ない場合もあるじゃないですか。ですが、伝聞で広まってはいるんですよ、保護者の間に。ですが、それを公表しないことによって、教育委員会は身内をかばっている。どうせ隠すんだよねって。でも、教育委員会側は被害者の希望のために、被害者を守るために黙っている。だから黙っているからこそ、もう言えないですよ、言われ放題言われている、というのをよく耳にするので。いやいや、違う。被害者が黙っていてくれと言われているから黙っているんだよ。苦しいんだよ、というのは、こっち側の意見なんですけど。

なので、事件が起きたときには、もう言えないんですよ。被害者を守りたい、保護者の御意向ももちろんあるので。ですからその前に、もうとにかく川崎市は、川崎市の持っている教育委員会って結局ね、何か身内でかばい合っているから、何度もそういう人が教員になっちゃうんだ、みたいなのにしない、そういう風評被害を避けるために、川崎市は学校現場、学校教育に携わる者の、こういった犯罪は絶対に許しませんという、何かそういうアピールというのもおかしいですけど、そういう姿勢だということを、広く保護者の皆様に私は知っていただきたい。守らなきゃならない子がいるから黙っている、苦しいんだよ、ということを書けないからこそ、その前に、そういう姿勢だって知ってもらいたいなと常々現場に行くと思うので、ちょっともし予定がなければ、ちょっと御一報ください。よろしくお願いします。

【井汲教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。

今回の要綱の改正について、それを何らかの形で発表するということは、現時点では考えていなかったのですが、御意見を受け止めてですね、何らかの形で我々も絶対に学校現場での性暴力を許さないんだということを発信していくすべを考えていきたいと思います。ありがとうございました。

【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

ありがとうございます。本件については全く異論はありません。いいことだと思います。

ちょっと対比的に申し上げて恐縮なんですけれども、この資料の中に別表をつけていただいて。それでこの下の欄の4ページのほうですね。アスタリスクマーク、体罰等のところで、いじめに関する一連の措置についてというのは、注釈がここに書かれているんですけれども。

今回、このわいせつ行為、性犯罪に関わることにについては免職という非常に厳しい措置になったと。これはでも妥当だと思いますけれども。これに対してですね、この、いじめ、生徒間のい

じめに対し適切な対応がなされなかった、というところについては、項目としては、今回、戒告。それから、そのただし枠外にこの職務上の義務であって、怠慢があった場合には、重大であった場合は量定を加重すると書いてあって、ここが非常に曖昧になっているところがあるんですよね。

ちょっと、ここが、だから、大義的に、ここについてはどうなんだろうかと。川崎は非常にいじめ対策について強化してきたというふうに思いますし、厳然として取り組んでいращやと思うんですけども。規定そのものが変わっていないということについて、それと、幅を持って、この注釈に書いているということについてね。ちょっとバランスが悪くなってんじゃないかなという。

いずれもやっぱり絶対に許さないということで取り組んでいращやところを、しっかりと示していく上ではこちらのほうもね、ぜひ次の機会にはお考えいただけるとよろしいのかなというふうに思いました。

【落合教育長】

担当課長。

【井汲教職員人事課担当課長】

本当にありがとうございました。今回は全国的な問題になっているわいせつ行為、本市事案も含めて、わいせつ行為に係る部分の処分量定の改定を行いました。もちろんその時代の変化とかも、本市の取組状況によって、不断に見直していくことが必要と考えております。

御意見を踏まえまして、他都市の部局の意見も頂戴しながら、定期的な見直し、そしてこの体罰等に関しても見直しを検討していきたいと考えています。

以上でございます。

【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

8 議事事項Ⅰ

議案第27号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第28号 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【落合教育長】

続いて、議事事項のⅠに入ります。

議案第27号「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第28号「川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、これらはいずれも学校運営協議会等についての議案となりますので、一括して審

議することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

ありがとうございます。

異議なしとして一括して審議いたします。

それでは、議案第27号及び議案第28号についての説明を、庶務課担当課長、教育政策室担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、議案第27号及び第28号につきまして、御説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、学校運営協議会に関連する改正を行うものでございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、教育政策室担当課長から御説明申し上げます。

【石井教育政策室担当課長】

それでは御説明をいたします。

ファイルナンバー06-2、議案第27・28号資料をお開きください。

初めに、議案第27号について御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

1、地域住民等が学校運営に参画する制度の概要の（1）制度導入・制度移行の経緯でございますが、本市では、地域住民等の学校運営への参画の仕組みとして、平成14年度に全市立学校に学校教育推進会議を設置し、平成18年度には、学校運営協議会の設置を開始いたしました。

順次、学校教育推進会議から学校運営協議会への制度移行を進め、本年度、令和7年度に全市立学校に学校運営協議会の設置が完了したところでございます。

続いて（2）の学校教育推進会議と学校運営協議会の比較表を御覧ください。

表の左側の学校教育推進会議は、学校運営に意見を述べる学校評議員の機能と子どもの参加の機能がございます。一方、表の右側の学校運営協議会は、学校教育推進会議の二つの機能に加え、学校運営の基本的な方針の承認や学校評価、地域住民等の理解の促進と連携協力の推進などの機能を有する制度でございます。

次に、2、改正の理由でございますが、令和7年度に全市立学校に学校運営協議会の設置が完了したことにより、学校教育推進会議に関する規定を削除するため、本規則を改正するものでございます。

次に、議案第28号について御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

初めに、1、改正の経緯でございますが、学校における働き方改革の一体的・総合的な推進のため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が、令和7年6月18日に公布され、令和8年4月1日から施行されるところでございます。

この改正内容に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5で規定されている学校運営協議会に関するものがあり、これに伴い川崎市学校運営協議会規則の一部を改正するも

のでございます。

次に、２、改正の内容を御覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第４７条の５第４項について、改正後に業務量管理・健康確保措置の実施が加わっております。これを受けて、川崎市学校運営協議会規則に、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を加えるものでございます。

教育政策室からの説明は以上でございます。

【森庶務課担当課長】

それでは引き続き、議案の詳細を御説明いたします。

ファイルナンバー０６－１、議案第２７・２８号をお開きください。

初めに、議案第２７号について御説明いたしますので、４ページを御覧ください。

制定理由でございますが、学校教育推進会議を廃止するため、この規則を制定するものでございます。

続いて、５ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。こちらは、川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正ですが、学校教育推進会議に関する規定を削るものであり、次のページでは、川崎市立高等学校の管理運営に関する規則、その次のページでは、川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則となっております。それぞれ同様に学校教育推進会議に関する規定を削るものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和８年４月１日とする旨を定めております。

続きまして、議案第２８号について御説明いたしますので、１０ページを御覧ください。

制定理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営に関する基本的な方針の項目を追加するため、この規則を制定するものでございます。

続いて、１１ページを御覧ください。

第４条において学校運営協議会の承認を得るものとされている基本的な方針の項目に、業務量管理及び健康確保措置の実施に関することを追加するものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和８年４月１日とする旨を定めております。

議案第２７号及び議案第２８号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

市立学校の学校運営協議会の設置を完了したことに伴う規則改正というところでの御説明でしたが、ちょっと御覧になって、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

この準備を着々と進めてきていただいたというふうに思いますし、それが期日に間に合って、規則改正ということにつながったというのは非常にいいなと思いますけれども。一方でプロセス

においては、この体制づくり、つまり各学校ごとの基本方針を承認するだとか、それから評価をする。そして何かテーマによっては教育委員会に、人員の配置等ですね、意見をすることができると。こういうことですので、教育委員会も交えた今後の運営の形をどういう形で、意見を吸収していったり、あるいは委員が10人から16人に増やすことができているんですよね。一定のやっぱり専門性というのが必要だという、役割になるんじゃないかと思うんですよね。その辺りについては、ビフォーアフターで、令和8年度以降ですね。どういうふうに整えていこうとされているのか。それについての、何かやっぱりちょっとここはクリティカルかなというふうに思われるようなポイントがあるかどうかという点について、ぜひ御検討ください。本日は規則改正の審議ですので、今日の答えを求めるんじゃなくてですね、どっかで、本委員会の中でも、シェアをしていただければありがたいなと、こういうふうに思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

教育政策室担当課長。

【石井教育政策室担当課長】

御質問、御意見、どうもありがとうございます。

設置が完了しましたので、来年度については、この学校運営協議会コミュニティスクールについては、地域教育推進室のほうに業務が移管しまして、いわゆる学校を地域とつくっていくというところについて一体的に運営をしていくということになっております。

また委員がいらっしゃいますので、委員の中には御案内のとおり学識の委員の方もいらっしゃいますので、またその委員に活躍していただいて、様々な御意見を吸収できたらというふうに考えております。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

野村委員、お願いします。

【野村委員】

私も西井委員の御意見に全く賛同いたします。といいますのも、学校運営協議会、実際の息子の学校にも設置されておりまして、その活動を見ておりますけれども、保護者に対するアンケートを取って学校評価というのを毎年しています。ただ一方でその回答率も僅かだったりとか、本当に保護者をどれだけ巻き込んでとか、地域の方を巻き込んで学校の運営のほうに生かしていくのかというところでは、課題感を感じています。

地域の方というのは、世代も違いますので、考え方というのは、大分、今と乖離がある部分もありまして、その板挟みになるのが、現場の先生方かなという構図が透けて見える部分もあります。

そういった意味では、運営協議会から意見を吸い上げるのもそうですけれども、一方で教育委員会として定めていく、これからの教育プランですとか、そういったものを根を下ろしていくよ

うなというふうに、この相互のやり取りというのを、もう少しスムーズにしていくことによって、だんだんと皆さんの意思が共通化していくというか、一つのところに向かっていけるのかなというところで、協議会が形骸化しないように、実のあるものになるようにというところを、これから深めていっていただければうれしいなと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】

貴重な御意見ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

御意見、御質問はよろしいでしょうか。

また、事務局内に新しい部署ができて、きちんと見てやっていくというところですので、よろしく願いいたしたいと思います。

では、質疑等は終了いたしますので、これから採決に入りたいと思います。

採決につきましては議案ごとに行います。

まず、議案第２７号につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

はい、ありがとうございます。全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議案第２８号につきまして、議案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

はい、全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ありがとうございます。

議案第２９号 教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第３０号 川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第３１号 川崎市教育委員会職員出勤記録整備規程の一部を改正する訓令の制定について

【落合教育長】

次に、議案第２９号「教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第３０号「川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第３１号「川崎市教育委員会職員出勤記録整備規程の一部を改正する訓令の制定について」ですが、これらはいずれも川崎市多摩市民館、川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、

川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の管理を指定管理者に行わせること等に伴う規則等の改正についての議案となりますので、一括して審議することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしとして、一括して審議いたします。

それでは議案第29号、議案第30号及び議案第31号についての説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

初めにこれらの今回の改正の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【米井生涯学習推進課担当課長】

議案第29号、議案第30号及び議案第31号について御説明申し上げますので、ファイルナンバー07-2を御覧ください。

1、改正内容でございますが、令和8年4月から多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館の管理運営を指定管理者に行わせるため、規則等の一部を改正するものでございます。

2、指定管理者制度導入予定時期でございますが、表のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

3、議案第29号「教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」でございますが、現在市民館の施設及び設備の維持管理及び利用許可並びに一部図書館の施設及び設備の維持管理の事務を区長へ委任し、また、市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関することを区長に補助執行させております。

令和8年4月からは、多摩市民館、麻生市民館等の管理運営を指定管理者に行わせ、多摩区長及び麻生区長は、指定管理者のモニタリング及び区内全域での学びの場づくりを進めるため、本規則を改正するものでございます。

改正内容につきましては、アといたしまして、各区長に委任していた施設及び設備の維持管理に関することから指定管理者が行う事務を除くものでございます。

イといたしまして、区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事務を各区長に補助執行させるものでございます。

ウといたしまして、区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事務を各区長に補助執行させるものでございます。

エといたしまして、指定管理者の選定、モニタリング、評価など、指定管理者に関することを各区長に補助執行させるものでございます。

次のページを御覧ください。

4、議案第30号「川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則」でございますが、主な改正内容につきましては、アといたしまして、麻生図書館及び柿生分館のモニタリングを行う多摩図書館が実施する事務を追加するものでございます。

イといたしまして、本規則から指定管理者制度を導入する多摩市民館、麻生市民館等を除くものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

【森庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細を御説明いたします。

ファイルナンバー07-1、議案第29・30・31号をお開きください。

初めに、議案第29号について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

制定理由でございますが、こちらに掲げる市民館・図書館・分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこと等のためでございます。

続いて5ページをお開きください。

こちらの第2条において、区長等に委任する教育委員会の事務が列挙されておりますが、次のページにまいりまして、第7項及び第8項では、多摩区長及び麻生区長に委任する事務において、多摩市民館、麻生市民館等の施設及び設備の維持管理に関して、指定管理者が行う事務を除くなどの改正を行います。

続いて7ページをお開きください。

こちらの第3条において、区長等に補助執行させる教育委員会の事務が列挙されておりますが、9ページから10ページにかけて、第7項及び第8項では、多摩区長及び麻生区長に補助執行させる事務において、区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること、区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること等を新たに規定し、併せて指定管理者制度導入に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和8年4月1日とする旨を定めております。

続きまして、議案第30号について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

制定理由でございますが、こちらに掲げる市民館、図書館、分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うためでございます。

続いて14ページを御覧ください。

第4条で教育機関の事務分掌を列挙しておりますが、下のほうから次のページにかけまして、図書館の事務分掌において、指定管理者制度導入に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

続いて、下のほうにあります図書館分館の事務分掌において、麻生図書館柿生分館への指定管理者制度導入に伴い、規定を削るものでございます。

続いて、16ページから17ページにかけまして、教育機関の名称及びその長を定めた別表において、指定管理者制度導入に伴い、規定を削るものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和8年4月1日とする旨を定めております。

続きまして、議案第31号について御説明いたしますので、20ページを御覧ください。

制定理由でございますが、麻生図書館柿生分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うためでございます。

続いて21ページを御覧ください。

こちらの別表において、出勤記録管理者の設置箇所及びその職を定めておりますが、指定管理者制度導入に伴い、規定を削るものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和8年4月1日とする旨を定めております。

議案第29号、議案第30号及び議案第31号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。今説明いただきました市民館・図書館・分館の管理運営を指定管理者に行わせるため、規則等の一部を改正するというものでございますが、御質問、御意見、ちょっと議案三つまとめてですので、ちょっと見ていただいて何かございますでしょうか。

森川委員、お願いします。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

意見というのではないのですが、社会教育が盛んだった時代に比べて、今非常に市民館・分館運営は難しいなと思うんですね。貸館にならないようにならないようにと、すごい苦勞されているとお察しします。

地域活動とかしていると思うんですが、やはり、なかなか集まりにくい時代であるなというのは、いろんな活動において、もう本当に、いろんなイベントでもそうですけど、難しいなと思います。

ただ、指定管理者制度になることによって、いいふうになれば、新しい風が吹いて、何か新しいアイデアが出て、栄えることを本当に心から願っています。協力できることは地域としてしていきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては議案ごとに行います。

まず、議案第29号につきましては原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第30号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第31号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決いたします。

ありがとうございました。

議案第32号 教員業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第33号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【落合教育長】

次に、議案第32号「教員業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第33号「川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ですが、これらはいずれも教職員の処遇改善等についての議案となりますので、一括して審議することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしとして一括して審議いたします。

それでは、議案第32号及び議案第33号についての説明を、庶務課担当課長、教職員企画課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは初めに、今回の訓令改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【田中教職員企画課担当課長】

それでは、議案第32号及び33号について御説明いたしますので、ファイルナンバー08-2を御覧ください。

初めに、教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部改正について御説明いたします。

1、改正の概要についてでございますが、教員の人材確保に向けて処遇改善を図るため、教員特殊業務手当の支給要件及び支給額を見直すものでございます。

2、改正の内容についてでございます。

初めに、（１）部活動等、保健・安全的行事における生徒指導等につきましては、現行を見直し後の表のとおり、支給要件及び支給額の見直しを図るものでございます。

週休日・休日については、支給条件及び支給金額を２時間３０分以上２，７００円、１時間３０分以上２時間３０分未満１，８００円、１時間３０分未満１，３００円、その他の日について、１時間３０分以上を１，８００円、１時間３０分未満を１，３００円とするものでございます。

現行の表のとおり、校種間で異なっていた支給要件及び支給金額を統一したものといたします。

また、部活動指導に係る業務に限り、長期休業を除く平日については、勤務時間内においても支給対象の時間に含めるものといたします。

２ページを御覧ください。

次に（２）修学旅行等引率指導につきましては、現行の宿泊を伴い８時間程度で支給金額４，８００円を５，１００円とするものでございます。

次に（３）大会運動競技等引率指導につきましては、現行の支給金額４，８００円を５，１００円とするものでございます。

続きまして、川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正につきまして御説明いたします。

３ページを御覧ください。

1、改正の概要についてでございますが、離職防止や多様で有為な人材を確保し、より柔軟な働き方や多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現に向けた取組を推進していくため、時差勤務制度を導入するもの、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館への指定管理者制度導入に伴い、同分館に係る規定を削るものでございます。

2、時差勤務制度の内容についてでございますが、初めに、（１）対象職員につきましては、市立学校に勤務する教職員のうち常時勤務する職員を対象とし、会計年度任用職員や、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員の短時間勤務職員は対象としないものといたします。

次に、（２）勤務パターンにつきましては、４ページ、５ページの勤務パターンから選択するものといたします。

次に、（３）割振りの期間・上限回数につきましては、業務に支障がある場合等を除き、実施回数の制限は設けないものといたします。

次に、（４）その他につきましては、職員情報システムを改修し、教職員の職員情報システムで申請し、校長の承認を受けることとし、時差勤務を行おうとする日の週休日、休日を除いて、前々日までに申請することといたします。

６ページ及び７ページには、時差勤務の試行の状況について、それぞれ令和６年度と令和７年度の利用実績を参考としてお示ししております。後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

訓令の具体的な改正内容につきまして、引き続き、庶務課担当課長より御説明申し上げます。

【森庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細を御説明いたします。

ファイルナンバー０８－１、議案第３２・３３号をお開きください。

初めに、議案第３２号について御説明いたしますので、４ページをお開きください。

制定理由でございますが、教員特殊業務手当の額を改定すること等のため、この訓令を制定するものでございます。

続いて、９ページをお開きください。

先に関連して、川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の別表抜粋でございますが、教員特殊業務手当の支給を受ける者等の根拠規定として、参考までにお示ししております。

こちらでは、支給を受けるものの欄にあるとおり、種類に応じて、下のほうにある（２）では修学旅行等指導業務、次のページの（３）では対外運動競技等引率指導業務、（４）では部活動指導業務と、保健・安全的行事指導業務において、それぞれ、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限るとされ、今回改正いたしますこの訓令において、支給対象となる負担の程度と、支給額に関して規定されております。

それでは、訓令改正の内容を新旧対照表で御説明いたしますので、５ページをお開きください。左側の改正後の条文に沿って御説明いたします。

第２条第１項で、支給対象となる負担の程度が規定されておりますが、第３号では、部活動指導業務に従事した日において、業務に従事した時間が３０分以上に及んだときに手当を支給することとするものでございます。また、括弧書きに掲げる長期休業中では、正規の勤務時間外に限るものとしております。

第４号では、保健・安全的行事指導業務に従事した日において、週休日や、平日における正規の勤務時間外等で業務に従事した時間が３０分以上に及んだときに手当を支給することとするものでございます。

続いて６ページをお開きください。

第３条で、各手当の支給額が規定されておりますが、次のページにまいりまして、第３号から第５号までにおいて、支給額を改定するものでございます。

規則別表教員特殊業務手当（２）の項に掲げる業務は修学旅行等指導業務で宿泊を伴うとき、（３）の項に掲げる業務は対外運動競技等引率指導業務で、それぞれ従事した場合の手当を５，１００円とするものでございます。

（４）の項に掲げる業務とは、部活動指導業務と、保健・安全的行事指導業務でして、こちらにお示しのとおり、これまで校種間で異なっていた取扱いを統一し、支給要件である従事時間を緩和し、支給額を引き上げるものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和８年４月１日とする旨を定めております。

続きまして、議案第３３号について御説明いたしますので、１８ページをお開きください。

制定理由でございますが、市立学校に時差勤務を導入すること等のため、この訓令を制定するものでございます。

続いて１９ページをお開きください。

こちらの第２条第２項で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等として別表第１が、第３項で学校に勤務する職員の勤務時間等として別表第２が規定されております。

別表第１は２０ページ以降、改正箇所は２２ページにお示しのとおり、麻生図書館柿生分館への指定管理者制度導入に伴い、同分館に係る規定を削るものでございます。

別表第2は23ページ以降、改正箇所は、25ページ以降にございまして、左側の改正後にお示しのとおり、時差勤務を行う教職員の種別に応じた勤務時間のパターンを新たに規定するものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和8年4月1日とする旨を定めております。

議案第32号及び議案第33号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

教職員の特殊勤務手当や勤務時間等に関して規程の一部を変更するというものでございますが、議案二つまとめてですので、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

発表ありがとうございました。

全く異議はないんですけれども、最初と基準、少しずつ何か違っていたのか、基準はどこにあるのかなと思うんですけれども、今見ているのが8の2の資料なんですけれども、改正内容、例えば今まで細かくなった部分がまとめて統一しましたというところと、例えば1時間30分以上、全部で1,800円とかという感じなんですか。基準を見つからなくて、教えていただけたらお願いします。根拠ですかね。お願いします。

【落合教育長】

教職員企画課担当課長。

【田中教職員企画課担当課長】

失礼しました。基準については、他都市といいますか、近隣の他都市を参考にして定めております。金額のほうはそのような形ではあるんですけれども、もともと国庫負担金の算定の基準になっているものとして2,700円というのがあります。そこが引き上がっていったりという動きもあるんですけれども、2,700円というのがまず一定の基準でございます。

時間に関しましては、各自治体で結構ばらばらに取り組んでいるところではあるんですけれども、本市におきましては、部活動指導の、部活動のガイドラインといいますか指針ですね、こちらのほうで平日に関しては2時間程度、週休日、休日に関しては3時間程度というふうになっておりまして、今までどおりの基準でも、一定程度そこに合致している部分はあるんですけれども、それが3時間以上とか2時間以上というふうになると、その程度とちょっと差が出てきてしまう部分もありますので、今回少し細かく刻ませていただいたというような形です。

以上でございます。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

【芳川教育長職務代理者】

はい。

【落合教育長】

当面は部活動のガイドラインと整合性を合わせてというあたりになっております。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは採決に入りたいと思います。

採決につきましては議案ごとに行います。

まず、議案第３２号につきましては原案のとおり決することに賛成の委員、挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第３３号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

議案第３４号 第３次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第１期実施計画の策定について

【落合教育長】

次に、議案第３４号「第３次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第１期実施計画の策定について」の説明を教育政策室担当課長からお願いします。

【豎月教育政策室担当課長】

それでは、議案第３４号について御説明いたします。

かわさき教育プラン第１期実施計画につきましては、昨年１１月の教育委員会会議にて素案を報告し、その後、パブリックコメント手続を実施いたしました。

本年２月の教育委員会会議では、パブリックコメントの実施結果と計画の案を報告したところ

でございます。

その後、成案に向けた作業を進め、川崎市総合計画の改定作業と整合を図るとともに、所要の予算措置を講じた上で実施するものとして、本日、議案としてお諮りするものでございます。

それではファイルナンバー０９－１議案第３４号をお開きください。

本日は、計画案から修正した箇所を中心に御説明いたします。

表紙をおめくりください。第１期実施計画の策定に当たっての教育長のメッセージを「はじめに」として追加いたしました。

１枚おめくりください。目次でございますが、総合計画との整合性を図るための修正や、用語や数値の修正などを行いましたが、施策や事務事業の構成等についての変更はございません。

計画案からの修正についての説明は以上でございます。策定後には、市ホームページの掲載やチラシの配布など、広く市民の皆様への周知を行ってまいります。

関連して、ファイルナンバー０９－２の参考資料１のファイルを御覧ください。

今年度策定を予定しております個別計画等につきましては、これまで案の段階で順次、御報告してきたところでございまして、一覧でお示ししている各計画等は、今年度中に教育長決裁により策定してまいります。

なお、これらの個別計画等は、市議会の予算議決後に公表し、教育委員の皆様にも改めて共有いたします。

説明は以上でございます。本議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございました。

今まで関わっていただいた教育プランのところでございます。修正した箇所を中心に御説明させていただきましたが、何か確認等含めて御質問、御意見はございますか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

この件は大変丁寧に共有いただき、先月も詳細についてポイントを明らかにして、正式なものが決まったということで、賛成をいたします。

それで、現時点でということなんですけど、やはり四つのキープロジェクトの中の、さっきのその１番目、探究的な学びを追求していくということで、いよいよ令和８年度４月からスタートするということで、特に全国で取り組んでいく中でも、小中で個々実践校というか、そういうものを選びながら、試行錯誤するためにバックアップをしながら進んでいくということなんですけれども、スタートするのは全国でスタートするわけですね。したがって、実践校、モデル校での取組みたいなものが、どういうふうにシェアされていくのかとか、あるいはその試行錯誤している姿そのものが他校の参考にもなるというふうなことだと思うので。この辺について今現状の進め方について何かアップデートしていただけるものがあったら、ぜひちょっと聞かせていただきたいなと思います。

【落合教育長】

教育政策室担当課長。

【堅月教育政策室担当課長】

以前から同じような趣旨の御意見いただいているところでありまして、今、まずできた後の取組としましては、いろんな周知のことが必要だと思っていますので、市民の皆様に対してはまずその周知用の広報をしていると。それと同時に、特にそのキーププロジェクト1については、市民の皆様の御協力も必要、さらに教職員の方々の認識が必要ということで、保護者用と教職員用のパンフレット、かわさき探究2.0ってこういうものです、と。これから始まります。といったことを周知するためのパンフレットを今作成して、4月には全教職員、全保護者の方に配れるように準備を進めているというところでございます。

それと同時に、やはりそのモデル校、個々の動きというものはしっかり伝えていかなければいけないというふうに思っていますので、教員向けの校務用のパソコンがありますので、そういったところにモデル校を中心とした動きですね、どういうところに、どういう取組をしてきているのかというのが、言わば後から進んでくるほかの110何校の皆さんにも共有できるような仕掛けとして、校務用パソコンにそういった情報を出していきたいというふうに思っております。

ただ、今、全校に対して、探究の担当者というものを配置してくださいというふうなお願いを今回しておりますので、そういった方々に、年3回ぐらい集まっていいただいて、研修会をして、その情報を持ち帰りながら各校でかわさき探究2.0を進めていくというような仕掛けを今考えているというところでございます。大丈夫でしょうか。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

ありがとうございます。分かりました。

やはり従前と違うのは、これが9年間続くアクションというか学びになるということなんですよ。したがって、やはり最初の年から取り組まれる、その実践校のところ、モデル校のところの取組と、それがどういうふうにフィードバックされていき、常に改善されていくかという、何というんですかね。そのPDCAの回し方みたいなものがすごく大事になるというふうに思うんですよ。子どもたちが毎年当たり前ですけど、進級していくわけですので。うまくスタートできたところと、そうでなかったところを試行錯誤もやりながら、また次の学年に行ってしまうところというのは、五月雨式になっていくということなので、恐らくこれどこかで修正できるような、そういうアプローチが必要になってくると思いますので、やはりその情報共有という、その進捗共有というのも本当に今まで以上にぜひ腐心していただいて、やっていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【落合教育長】

じゃあ、その辺、センターと共有しながら、しっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに、野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ここまで計画の策定、本当にありがとうございます。

この計画案がどういうふうに広がっていくのか、皆さんに知っていただくということは可能で、広報というワードがありましたけれども、その部分について少し詳細をお伺いしたいなと思います。

保護者用ですとか教員用というところもありましたけれども、地域の方に対しては、どういうふうに理解を進めていくのかなというところです。

例えば、加賀市でB e t h e P l a y e rというワンワードの教育の目標というのが出たときには、全家庭に、市内全戸にリーフレットを配布して、地域の皆さんにも知っていただくような機会を設けたというようなことを聞いております。

川崎もこれから探究を進めていくのであれば、一般市民の方の理解というのも大事ですし、保護者の方だけでなくこれから学校に入学されるような幼いお子さんを育てていらっしゃる方にも知っていただくというのは大事なのかなと思うんですけども。

例えば川崎の全家庭内の配布する予定ですとか、どのような構想というかプランがありますでしょうか。

【落合教育長】

政策室担当課長。

【豎月教育政策室担当課長】

さすがに加賀市のように、全戸配布というところまではなかなか難しいというふうには思っておりますけれども、やっぱり先ほどちょっとお話ししたとおり、教育プランをもうちょっとビジュアル的に、分かりやすくしたダイジェスト版みたいなものを、今作成しておりますので、それを中心に配布をしたりだとか、場合によっては地域の集会みたいなのところに出かけていったりだとか、そういった手立てを講じながら少しずつ広めていければというふうに思っております。

来年度も少し広報予算取っておりますので、その中でいわゆるチラシポスターとか以外にも何か効果的な手法があれば、そういったところで活用していければというふうに思っています。

以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

西井委員どうぞ。

【西井委員】

やはり、今、野村さんが言ってくれたんですけど、地域の方々あるいは保護者の方々の御協力ということと、やっぱり指導される側の、御指導される先生方の理解と取組ということにかかっているということですね。

これが本当に一例にしかすぎないので、ちょっと考えていらっしゃるかもしれないですけど、ぜひ参考までにということでお知らせすると、例えば、私の会社でグループに世界中にいる3万

5, 000人の社員に新しいマネジメントシステムで、こういうふうに改善活動を全社一斉に取り組んでいきますよという、今までとは全く違う方法を導入したときには、導入用の勉強と意見ですよね、これをごく短い時間で、一つの単元なんて10分かそこらぐらいなんです。これをつなげるように組んでいって、全部で20ぐらいかなと。最初から入れる人、それから途中からでもすぐ理解できる人。あるいは、ちょっと迷ったんで戻れる人みたいに、いつでもそれがオンデマンドで確認できるような仕組みを入れて。何か質問があったらちゃんとしたQ&Aで答えるだけでも、ここを見れば、こっちのほうにも書いてあるよ、というのを導入したことがあるんですよね。それをかなり3年間ぐらい続けてやったように思います。

したがって、やっぱり行きつ戻りつしながら、全体のレベルを上げていくということについては、今みたいなやり方で非常に大事だし、パンフレットよりも、やっぱり動画。やっぱりそういうところまで少し工夫してやっていって、ぜひ仕事を分かっていたきたいと思うんですね。これは探究の取組が、やっぱり川崎のいろんな新しい学びを変えていくと思いますし、それから様々抱えている今の課題で、働き方や新しい事業の取組の課題についても解決する一つの重要な施策になっていると思うんですね。だからキーププロジェクトは一番というふうに思っていて、ぜひそういったことに一工夫も二工夫も、ぜひお願いできればと思います。

【落合教育長】

教育政策室担当課長。

【堅月教育政策室担当課長】

ありがとうございます。ちょっと細かい話になってしまうので先ほどお伝えしなかったんですけども、今ちょうどモデル校の来年度に向けてのこちら側から説明をまた再度しているというところで。募集時から、モデル校で選定時までどちらかというと教育委員会でも管理職とのやり取りで、モデル校ってこういうのですよ、やっていきますか、というやり取りだったんですけども、今の時期ですと、学校の担任の先生であつたりとか、全教職員に対して、モデル校ってこういうことをやるんです。こういう理念をお願いをしているんです。皆さんこういう何かイメージできますか。自分の授業づくりにイメージできますかとか、そういった投げかけとかやり取りを、各校回りながらですね、二度、三度、学校を訪問しているという状況でございます。

その中でも、やっぱりそういう探究をなぜ進めていくのか。2.0ってどういう取組なのかというのを、その場にいた先生たちだけだと、やっぱりもったいないというふうに思っています。欠席された方もいらっしゃるし。ですので、そういったものは動画に撮って、先ほど申しましたような校務用端末に直接ページみたいなのを設けて、そういったところにアップすれば、少しでも興味があれば、モデル校でない先生方も、いつでも見られることができますし、いろんな校内研修の場面でも活用できるんじゃないかと。そういったような取組を今ちょっと進めようかなというふうに思っているところですので、今いただいたような動画の有効性なんかも私たちも同じように認識をしているつもりですので、もう少しいろんな事例を参考にしながら進めていければというふうに思っています。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

まずモデル校で始めて、そこにもやはり先ほどちょっとリーダーみたいな方を中から選定してという形なんでしょうか。

私これ9年間続くので、どの子どもたちにもこの深い学びをぜひ経験してもらいたいと思うんですけど。現実、今現在のクラスの運営自体もアップアップしている若手教員がいるのも事実なんです。その方たちがこれをどれだけ取り組めるのかなというのが、とても不安、大丈夫なのかなって不安もありつつ、でもだからといって、子どもたちの学びが限られてしまうのは良くない。それはあってはならないと思うので、ぜひモデル校、モデル校は多分こういう考え方にとっても理解のある学校がモデル校に手を挙げたと思うんですけども、モデル校でやってみて、それでもなぜ理解が追いつかなかったのか、なぜこのクラスはできなかったのかということ、もう一度検証し直して、いずれ広がっていく、全校に広がっていく上でのリーダーの人たちには、その、ついてこれない方たちへのためのアドバイスみたいなものも戻してあげて、子どもたちもですし、どの若手教員も取りこぼさないというか、そういった姿勢でやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】

教育政策室担当課長。

【堅月教育政策室担当課長】

ありがとうございます。実際やっぱりそのモデル校の先生方への説明だとか、その先生方からの質問なんかを聞いていると、やっぱり探究に対する理解というのは本当にいろいろだになってつくづく思いますので、どうしてもちょっと息の長い布教活動みたいになってしまうと思うんですけども、そこはいろんな手段を使いながらやっていったりだとか。また来年度末ぐらい程度にガイドブックを作りますというのも、教育プランに書かせていただいていますので、このモデル校を中心としたやり取りで得た知見なんかもしっかりガイドブックに落とし込みながら、全校で取組をしていければなというふうに思っています。

以上でございます。

【落合教育長】

森川委員。

【森川委員】

できれば、リーダー、リーダーと呼んでいいのかよく分からないんですけど、率先してやってくださる方たちは、中堅層の若手の教員の人たちにも寄り添いやすい。あまりにかけ離れていると黙ってしまう例が多いので、自分の弱点を言えないという今の若い方たちの特徴があるので、そういう方たちの並走しやすい年代の方たちが一緒にやってみようよで、やっていただけたらい

いかな、なんて私的には思っております。

【落合教育長】

ありがとうございます。

芳川委員、どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】

すみません、全然違うところで。まず報告ありがとうございました。

感想だけなんですけれども、プロジェクト3ですね。働き方、働きやすい環境づくりというところで、とてもいいなと思っているのは、実は27ページなんです。

何かそこで、非常にはっきりと教育委員会の役割と、そして学校、教職員の役割と、子どもたちの学びをすごく明確に出してくださっていて。それぞれ委員会で何をするのか、学校をどうバックアップしていくのかとか。で、子どもたちに何ををしていただきたいのか、それを明確に出していることによって、学校が動きやすくなっているところもいっぱいあるんじゃないかなと思いますし、それに合わせて、教職員たちが受けやすくなるのかなというふうに思っていますので、分かりやすくとても良かったです。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございました。

この教育が進むに当たっては、まず学校現場は、まず探究学び、やっていくんですけど、まず土台となるのは日頃のクラス経営だと思いますので、そのクラス経営というものをしっかりとやって、子どもに寄り添って、一人ひとりの子どもの気持ちも感じ取りながら、そしてそれぞれの学びが充実していくように進めていくのが一番大切かなと思っていますので、教育委員会もしっかりと学校を支援していきながら進めていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

これについてはもう質疑はよろしいでしょうか。

それでは、議案34号につきまして原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ありがとうございます。

議案第35号 今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性について

【落合教育長】

次に、議案第35号「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性について」の説明を指導課担当課長からお願いいたします。

【北村指導課担当課長】

それでは議案第35号「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性」について、説明いたしますので、ファイルナンバー10-1、議案第35号のファイルをお開きください。

本件につきましては、昨年11月に方向性の案を、2月にパブリックコメント手続結果及び結果に基づき修正した内容について、御説明させていただきましたが、本日は、自然教室の他施設移行が完了し、次期指定期間終了後の令和11年度以降は、八ヶ岳少年自然の家については青少年教育施設として使用せず、教育機関として廃止することも含め、本方向性について、議案としてお諮りするものでございます。

白抜き2ページを御覧ください。

方向性の策定理由についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1号及び川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号に基づき、八ヶ岳少年自然の家を青少年教育施設として管理することを含め、今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性を決定するものでございます。

白抜き3ページ以降は本編資料となりますが、内容につきましては、2月の報告時から修正しておりませんので、説明は省略させていただきますが、今回御審議いただきたい箇所について説明いたしますので、ファイルナンバー10-2、議案第35号資料を御覧ください。

自然教室につきましては、長期的な安全性やコスト比較、持続可能性の観点、さらには、学校の実情に合わせた柔軟な学びの形への変化等を総合的に考慮し、今後、他施設の活用により実施することとし、八ヶ岳少年自然の家の次期指定期間である、令和8年度から令和10年度内で、全校他施設での実施に順次移行し、予測困難な状況に直面しても、その時々状況に合わせ、柔軟に対応しながら、将来にわたって子どもたちが自然教室を通して多様な体験や経験ができるよう、取り組んでまいります。

八ヶ岳少年自然の家につきましては、今後、利用者が大幅に減った上で、市が土地及び施設を所有し、指定管理による運営を行うという現行の形態のまま、施設を維持し続け、維持管理経費を負担し続けることには課題があること、規模縮小を含めた現敷地での再編整備や、ほかの敷地での移転整備についても、当該敷地の一部が土砂災害特別警戒区域等に指定されているという地形的な課題や、自然教室以外の利用の状況を踏まえると、難しいことから、このような状況を総合的に勘案し、八ヶ岳少年自然の家については青少年教育施設としての用途を廃止することいたします。

なお、跡地につきましては、自然教室の他施設移行が完了し、施設設置条例の廃止予定である、令和10年度を目途に、在り方について検討を進め、方向性を決定してまいります。

青少年の自然体験活動は重要であることから、これまで利用していただいていた、川崎市の青少年育成連盟加盟団体やその他の市内利用団体に対しては、引き続き丁寧な説明を行うとともに、各団体が行ってきた自然体験活動が今後も円滑に実施できるよう、他都市施設の紹介や市内の公共施設等の利用促進に取り組んでまいります。特に、本市の施策推進に御協力いただいている青少年育成連盟加盟団体等につきましては、他都市施設を円滑に利用できるよう働きかけを行うといった他施設活用に向けたマッチング支援など、市として支援策を検討してまいります。

なお、補足になりますが、前回2月の報告時に、委員から御指摘のありました、青少年育成連盟加盟団体等に対する支援について、現在の取組状況を説明させていただきますので、2ページ目を御覧ください。

青少年育成連盟加盟団体である子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、それぞれの活動状況を踏まえたカタログ集及び一覧表を団体ごとに作成し、これまでに複数回にわたって、カタログ集等の説明や要望等の聴き取りを行ってまいりました。

各団体からは、事業を安定的に実施するためには、施設の優先予約が重要であること、費用負担が増えることに対する懸念などの御意見をいただいております、引き続き丁寧にマッチング支援を行ってまいります。

ファイルナンバー10-3、議案第35号参考資料につきましては、本方向性の概要版となっておりますが、こちらにつきましても、案からの修正は行っておりませんので、後ほど御確認をお願いいたします。

それでは、本議案につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。まず本市の自然教室につきましては、令和10年度以内に全校他施設利用というような行動、それから八ヶ岳少年自然の家については、青少年教育施設としての用途を、それに伴って廃止していく。跡地については、令和14年度を目途に、方向性を決定していく。それから川崎市の青少年育成連盟加盟団体につきましては、また施設を円滑に利用できるように支援をしていくというような御説明でしたが、御意見、御質問をお願いいたします。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

本件は自然教室の在り方の議論から、それによって影響を受ける少年自然の家についての扱い方ですね。これに今及んでいたということで、かなり詳細に情報をシェアしていただいておりますので、私はこの方向で賛成いたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょう。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。私もですね、こちらの方向性でよいと思います。自然教室というのが一番施設の利用の用途として多く使われてきて、その問題が解決し始めていって、次に利用の方というのをどうしていくかというところが一つ問題としてありましたけれども、マッチングを支援していくという方向性でよいと思います。そうなっていきますと、やはり施設そのものの存続のことについても、用途を廃止していくということが自然なのではないかなと思います。私もこの案に賛成です。

【落合教育長】

ありがとうございました。

では、よろしいですかね。

それでは議案第35号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

では、ちょっとここで10分間、2時間ちょっと時間かかっておりますので、休憩を取りたいと思いますので、今15時30分ですので、15時40分再開といたします。

(15時31分 休憩)

(15時40分 再開)

9 報告事項Ⅱ

報告事項№. 6 かわさき部活動ガイドラインについて

【落合教育長】

では、報告事項Ⅱに入りたいと思います。

まずは報告事項№. 6「かわさき部活動ガイドラインについて」の説明を、健康教育課担当課長からお願いいたします。

【末木健康教育課担当課長】

それでは、報告事項№. 6「かわさき部活動ガイドライン」につきまして、御説明申し上げますので、ファイルナンバー11-1の2ページをお開きください。

初めに、かわさき部活動ガイドラインについてでございますが、本ガイドラインは、生徒・保護者・教育職員へのアンケート、有識者等からの意見聴取、生徒自らが今後の部活動の在り方を考える取組などを経て、現行の川崎市立学校の部活動に係る方針を改定し、策定するものでございます。

次に、項番1、本ガイドライン策定の趣旨でございますが、初めに、(1)背景として、これまでの取組や国の動きをまとめてございますので、詳細は後ほど、御確認いただければと存じますが、これまでの動きを踏まえ、資料の最後に記載のとおり、今後、教職員の働き方・仕事の進め方改革の取組と連動させながら、持続可能な部活動の実現と、国が示す部活動の地域展開等の実現に向け検討を進めてまいります。

次に、（２）本市が目指すべき方向性でございますが、①より生徒が主体となる部活動へと、②地域と連携した部活動の二つの柱で取組を進めていくこととすること。

次に、本ガイドラインは、項目ごとに代表者会議での生徒の意見を基にした基本的な考え方と、各学校が部活動を行う際に取り組むべき内容を記載したものであり、各学校は本ガイドラインの適切な運用を図りながら部活動を行うこと、次に、教育委員会は、教員の働き方改革を推進するという観点を踏まえ、市立学校の部活動運営を支援していくとしたところでございます。

次に、項番２、部活動についてでございますが、初めに、生徒の意見を基にまとめた基本的な考え方として、部活動は、継続し、顧問や生徒の負担にならないようにすることで、持続可能なものとする、次に、みんなが活動しやすくなる取組を行うことなどとしたところでございます。

次に、基本的な考え方を踏まえた学校が取り組む内容として、二つ目に記載のとおり、部活動を生徒主体の活動とし、生徒が主体的に自立して取り組む力を発達段階に応じて指導・育成することなどとしたところでございます。

次に、３ページを御覧ください。

項番３、適切な運営のための体制の整備についてでございますが、基本的な考え方として、初めに、部活動が自主的なものになるよう指導を工夫すること、次に、活動が難しくなった場合は、近くの学校と協力しながら、活動を行うことを検討することとしたところでございます。

次に、学校が取り組む内容といたしましては、（１）部活動の組織と運営についてから、（５）研修についてまで、まとめたところでございます。

次に項番４、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の実施でございますが、基本的な考え方として、初めに、部活動は、短い時間でも効果が出るような活動の工夫を行うこと、次に、部活動を続けるのが難しくなった場合には、学校の状況に合わせて部活動の週や人数、場所を考えるとしたところでございます。

学校が取り組む内容として、指導するに当たり、学校や顧問等に対して周知・徹底すべき事項として、（１）効果的な指導に向けての留意事項から（４）熱中症対策の徹底についてまでをまとめたところでございます。

次に、４ページを御覧ください。

項番５、バランスの取れた部活動の運営でございますが、基本的な考え方として、初めに、みんなが納得できるような活動の予定を立てること、次に、休日に大会などで活動が続いた場合は、生徒の体を休ませるために、代わりの日に休ませること、次に、朝の練習を行うときは、生徒自身や保護者、先生にとって負担にならないようにすることとしたところでございます。

学校が取り組む内容として、部活動における活動基準についてまとめたところでございます。次に、項番６、生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備についてでございますが、初めに、生徒たちが主体となって活動することができるよう指導に努めること、三つ目にまいりまして、近くの学校と活動を行う場合、クラスルーム等ＩＣＴを活用し、コミュニケーションが取れるようにすることなどとしたところでございます。

学校が取り組む内容として、二つ目に記載のとおり、生徒同士定期的に話し合いを設けるなど、生徒たちが主体的に活動することができるように指導に努めること。三つ目に記載のとおり、ＩＣＴを活用して、情報共有やコミュニケーションが円滑に行えるようにするなどとしたところでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

項番 7、学校単位等で参加する大会・コンクール等の見直しについてでございますが、基本的な考え方として、参加に当たっては、生徒や教員にとって負担が大きくなり過ぎないように、出場する大会をよく考えて選ぶようにすることなどとしたところでございます。

学校が取り組む内容として、二つ目に記載のとおり、大会や発表の場が少ない部活動については、生徒が活動できる場面を考え、目標を持って活動できるよう、参加する大会等を検討すること、などとしたところでございます。

次に、項番 8、持続可能な部活動とするためにについての内容がございますが、基本的な考え方として、部活動の運営については、地域や保護者等に対して協力を求めることなどとしたところでございます。

学校が取り組む内容として、地域関係団体との連携、保護者との協力等を求め、部活動を実施することなどとし、教育委員会の取組といたしましては、国の部活動改革の方向性を基に、教員の働き方を推進するという観点を踏まえ、学校と地域が連携・協働した部活動の仕組みについて、検討したところでございます。

次に、6 ページでございますが、参考として、令和 7 年 1 2 月に国が公表した部活動改革及び地域活動の推進等に関する総合的なガイドラインの概要の抜粋を掲載してございますので後ほど御確認ください。

なお、ファイルナンバー 1 1－2 はかわさき部活動ガイドライン本編を、ファイルナンバー 1 1－3 は教育委員会で作成した、顧問・部活動指導者のための手引書「生徒主体の部活動を行うために」を、ファイルナンバー 1 1－4 は、ガイドライン（案）の生徒へのフィードバックに対する意見についてを掲載してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

はい、御説明ありがとうございました。

かわさき部活動ガイドラインについて御説明いただきました。

生徒主体の部活動、地域と連携した部活動という、この 2 本の柱というのが、目指す方向性というところですね。

あと教職員の働き方、仕事の進め方改革と連動させながら、持続可能な部活動とか、地域展開への実現に向けた取組というあたりで、学校が取り組む内容、そして最後に、教育委員会の取組であったり、というのをまとめたという形ですかね。

概要が、今日はそういうふうにまとめて説明させていただきましたが、御質問、御意見、ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

ありがとうございます。

2 月に申し上げたんですけれども、これ改めてじっくり動かしていただいたから、本編は非常に整理されているんですよ。

今回もはるかに見やすいという。

概要版って、まとめようとすればするほど、同じものがいっぱい出てきて、何かこう、本当に動き出すのか、大丈夫かなという感じを受けました。

ちょっと説明されるときに、ぜひ工夫していただければと思うんですけども、本編のところではいいますと、大きな、部活動については2番ですね、ページで言うと2ページ3ページから、この7ページぐらいまでが骨になっているというふうに思うんですけどね、令和8年度から、この形でスタートしますけれども、ガイドラインを共有した上で、部活の運営委員会みたいなものを学校に設置したり、それぞれその中に、生徒が入ってきたり、それから保護者等を含めた地域との交流があったり、いろんな形で関わってくる人が、名前が羅列されているんですけども、実際の今日、その部活のプランというのは、この令和8年の4月から、各学校がこの委員会で確認していきながら、つくっていくわけですよ。

そうすると、実際には、これ、それが反映されるのは令和9年度から、部活の形が変わってくるというふうに思っていてよろしいですか。

というのは、学校というのはやっぱり、年間で行事を、全ての計画が固まっていて、それによってだから、いつどこで変えるかというのは、非常に難しい組織だなと、1回走り出すともう、なかなか年度内に変えられない組織になっていると思うんですよね。

その辺り、ちょっとぜひ、事務方の今の考え方、見方をちょっと教えていただければ、ありがたいと思います。

【落合教育長】

健康教育課担当課長。

【末木健康教育課担当課長】

はい、まず冒頭、概要版の点につきましては、分かりやすいように書けず申し訳ありませんでした。

学校のほうには、この本編を共有いたしますので、お願いします。

【西井委員】

すごくいいです。

【末木健康教育課担当課長】

それで、このガイドラインにつきましては、平成30年につくりました方針改訂版という位置づけでございます。

方針のところにも書いてございますように、部活動についての組織というのは、これは継続してございますので、既に全ての学校で、ちょっと形は若干違いますけれども、この部活動運営委員会は、部活動のことを話し合う、課題を話し合う、共有し合うような場というのは、全ての場でございますので、これは改めて掲載をさせていただいたということで、認識しておりますので、令和8年度からも引き続き、その体制は継続されたいと考えます。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

であれば、ビフォーアフターって何が変わるんですか。

いや、であれば余計、そこが分からなくなっちゃうんですね。

つまり生徒が、生徒主体だという考え方を入れたことですか。

それから生徒がその、運営組織に何か意見を訴えたり、あるいは生徒間同士で話をしたりする機会をつくるということによって、自然に学校が変わっていく、そういう体制の中で、部活動もその後は変わっていくんでしょうか。

そこがちょっと今の機会、できなかったんですね。

ビフォーアフターで言ってもらってもいいんです。

【末木健康教育課担当課長】

もともと部活動というのは、生徒の自主的な、自発的な活動ということで、学習指導要領に定められていて、これまでも、それを踏まえて、各学校で活動してきたところなんですけど、今回の代表者会議を踏まえて、よりその部分を、そうですね、このガイドラインは発信して書いたところでございます。

したがって、このガイドラインは基本的な形を示しているところでございますが、今後この、これまでも部長会ということで、各部活動の部長が集まって、顧問と共有したり、話し合いをする場を設けている学校が多いわけですけども、そういう場面を使いながら、今後はより、生徒主体の活動となるように、というメッセージも込めまして、このガイドラインをつくったところですので、大きく令和8年度から変わるということではないんですが、より生徒主体の活動について、我々も確認をしていきたいというメッセージを込めたところでございます。

【落合教育長】

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

もうちょっと具体的に言うと、平日は2時間とか、それから休日は3時間とか、平日休日おうちで、1日ずつ休みましょう、こういう考え方が我々に示されていますよね。

これに対してできている、できていない、現状、各学校は。例えばそういう星取表みたいなやつを作ってもらって、それがなぜできないのかというところについて、理由を明らかにして、それについて、この新しい体制の中で、意見交換をして、それができるようにするにはどうしたらいいんだろうというふうに積み上げていかないと、あの温度というのは変わらないと思うんですよ。

なぜならば、これが一番大きな原因の一つになって、中学校が、この残業時間が、政令市の中で一番悪いですけど。足を引っ張っている。

そういう受け止め方をしてくれているのかどうか、中学校、学校そのものは。あるいは我々が、それに対してどういう協力ができるのかというあたりを、今までの仕組みに、生徒主体という概念だけ入れていこうということだけで、本当にそんなことが変わるのかというのは、ちょっと本当に信じられないんですよ、私は。

それぐらいできるんだったら、もっと早くやってよという、言いたくなっちゃう。

でも皆さん、もっと言いたくなっちゃうかも分かりませんが、その辺りはどうなんですか、これ。

旗を上げて動かなかったから、また1年費やしちゃうじゃないですか。

ということでちょっと何か確信が持てないというのが、動き出すという。

そのところについて、何か意見を聞かせてほしいんですよね。

【里見健康教育課指導主事】

ありがとうございます。

時間のことについてですが、このガイドラインを作るに当たって、生徒の意見を聞いておりますが、先生方の御意見、先生方に御説明をした機会がありまして、部活動指導者連絡調整会議というもので、基本的には部活動のことを今まで、今までもですけれども、話し合ったり、課題を挙げたりということをしていただきました。

つい先日行われたものについて、このガイドラインに持っていくときに、生徒主体にする意味は、まずダラダラと部活動をやるということが、今まであった現状の中で、効果的、効率的に部活をするためには、生徒が実際に、生徒が主体的に動かなければ、効率的な活動ができないということが、生徒の中からも出てきましたので、なので、ここの生徒主体というところを、まずは先生方に分かっていたいて、意識改革を、長くやればよいというものじゃないということも含めて、御説明をさせていただいた、ということがあります。

先生方としては、やはり現場で、目の前に子どもがあって、実際に指導されていますので、それが発達段階によって、やっぱりなかなか効率的にとか、主体的に動けない生徒もいっぱいいる、指導の中で主体的になっていくのですけれども、それがやっぱり理想だけでも、やっぱり先生方も意識改革をしなきゃいけないということが、顧問長の中からも出てきましたので、ちょっと、すぐにぱっとできるようなものではないというのは、私たちも感じているところではありますけれども、きちんと、このガイドラインを浸透させていくことで、生徒主体で時間を短縮していくこととか、先生方がやらなければいけない、長くやらなければいけないとか、そうしなければいけないということではなくて、生徒が自分で考えて、効率的にやっていくように指導していくというものをつくっていくことが大事だと思っております。

なので資料2に書いた、生徒主体の部活動を行ったという資料は、指導の仕方というよりは、思考の持ち方を示しているものでありますので、それを各学校の全部活動の先生方にやっていただこうと思っているところです。

以上です。

【落合教育長】

いかがでしょうか。

【西井委員】

ちょっと分かりづらかったですね。一言で言うと半信半疑というか、言葉は悪いですけど、生徒主体というふうに、生徒に投げかけて、生徒に考えさせて、主体性を重んじるというのはすばらしい考え方だとは思っているんですけれども、もう一方で、やっぱりこれ以上はできないとい

うことを、かつ、先生方がこれ以上できないんだというふうに思っていないと、これって進まないと思うんですよね。

そこのところはどうかんだという、やるのか、やらないのか、どんなもんだろうということだと思うんですよ。

そこのところがね、何か伝わってこないなというのを、だから何度かちょっと、対話の中で、校長先生が激論を交わしたことがあるので、昭和の塊みたいな人たちだな、みたいなね、そういう感じがする中でね、やっぱり、でもそれで傷んじゃう人もいるわけじゃないですか。それをどうしたら避けられるんだという観点で、やっぱり判断してほしいなというのを。

先生こそ主体的に動けよ、ということですよ。

【末木健康教育課担当課長】

御指摘のところは最もだと思っていまして、来年度はどう変わるかというよりも、まず意識改革、いろんな意味での意識改革を促していく、いかなければいけない年であるというふうに認識をしております。

今回のガイドラインでも、これまでの方針には明確に書いていなかった、顧問の決め方ですか、それから先ほども言いましたように、もうこれ以上は無理なんだよと、例えば、やはり川崎市に限るのかどうかは分かりませんが、生徒や保護者が、部活動に対する期待、学校に対する要求というのは非常に大きいというのが、今、分かってきていますけど、ここまでならできんですけど、これ以上はもうできないんだよということが、なかなか学校現場で言えない状況であるということが分かっていますので、今回はガイドラインの本編のほうに、ほんの3行程度しか入ってございませんけれども、ここの指導体制、ここの部分を、校長会であるとか、それから先ほども言いましたように、教員・顧問長が出ている会議というのが5月ございますので、改めてこのガイドラインの趣旨というのは、当然生徒主体というのがメインにありますけれども、当然働き方改革という、当然念頭にありますので、そのための大きな変革としては、8番に書いている地域移行というものでございます。

これは、そのすぐに、来年度からできるというものではないので、これは我々のほうでも検討はしていきますけれども、そこの部分の意識改革というものを、学校現場にどんどん落としていく年、というふうになれるのではとは考えております。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

くどいですが、本当にその保護者の意見とか、生徒の部活に対する期待値は、川崎はほかの市民と比べて強いんですか。そんな比較をしたことあるんですか。

ほかの市に行ったって、同じこと言うんじゃないですか、ほかの市の人たちは。自分たちに都合のいいように解釈しているだけじゃないのかと。

学校はこれ以上できません、先生はこれ以上働けません、というのは、学校長が言わなかったら誰が言うんですか。それね、仕事の放棄だよ、というような立場で、立てつけで、やっぱり激論を交わしながら前に進めていかないと、こういうことというのは、前に進まないんですよ。ど

っちかが片一方が動いちゃうと、うまく進まないんですよ。これ、改革なんだから。

意識改革、意識だけじゃない、行動もちゃんと変えて初めて、前に進みましたねってなるんだから。

それはもう本当に、ぜひ、そういう状況になっているということを期待したいし、ちょっとぜひ、その進捗具合を、また我々にも教えていただいて、微力ながらお手伝いしますし、でもやっぱりでも、働き方改革の取組の中でも、やっぱり実践校という形で、主体的に手を挙げてくれたところというのは、すごい進んできているじゃないですか。もともとやっていたらよかったところもあるかも分からないけど。

やっぱりどこかが、50数校の中学校の中で、やっぱり1割でもね、5校でも手を挙げてくれてやっている、このガイドラインに沿って、やっぱりうまくやろうと、動き始めたねということになればね、やっぱりやればできるなというふうになると思うんだけど。

ちょっとぜひ、そういうふうに、成功例をつくってみせて。

【岩上教育政策室長】

すみません、ちょっと補足というよりは、働き方の担当としてになるんですけど、今回文科省のほうで決められた労働時間の公表項目を受けてですね、実は、今日の午前中に、中学校長会の会長に、それ以外を示したところでございます。校長会としても、その現状を、やはりこれまでいろいろやってきたけれども、なかなか効果が少ないというところですか、全国平均との比較でも、多いという実態は、やっぱりこういうことなんですねという認識を、新たにさせていただいたところでございまして、来年度に向けて、校長会としても、部活は今、特別にチームにまとめているんですけど、このような形で、校長会としての何らかの対応ができるように、理事会とも連携して、本格的に取り組んでいくということで、お話をしていきたいと言われましたので、我々はそこに寄り添って、しっかりやっていきたいと思っているところでございます。

さっきの担当課長の話もありましたように、いろいろ話を聞いてくると、部活はもちろんある程度大きな要素なんですけど、部活で活躍できる先生って、学校の中で例えば教務主任とか、ちょっと重めの役職を持ったり、いわゆるできる先生なんで、思い入れを持っていて、結局部活が終わってからそういった校務もやったりすることで、さらに伸びてしまうような、そういった実態もあるので、部活だけではないというところもあるので、その辺りを、学校内でも、そういった先生の片寄りをぜひ、うまく是正していただくとか、そういったところも含めて、やることが、トータルで学校経営自体を見直していただくそのヒントを、今、西井委員がおっしゃったような、実践校などのノウハウや取組が次第に生まれてきましたし、来年度に向けての今、募集をかけているんですが、何校か、中学校が増えておりますので、その辺りも含めて、今後、部活だけではない全体の中で、どれだけ改善できるかというところも、プラスとして見ていただければな思っております。

それぞれの状況につきましても、教育政策室のほうで、また随時報告できるタイミングをつくってまいりますので、部活との合わせ技でということになりますけれども、対応してまいります。

こうした取組で、御懸念が解消できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

【宮川職員部長】

職員部としても、今回政策室と連携して、実践校に対応していて、部活も、我々としてはまず、やりやすい環境で、委員から御指摘あったように、しっかりと処遇改善する中で、今回ちょっと、説明があまりはつきり、資料に書いてあるんですけど、部活動を、今までは勤務時間外だけで350円という形になっていたんですけど、それが1時間半以内、30分以上であれば1300円という形で、この処遇改善する中でしたし、かつ、これは全国的に初かもしれないんですけど、勤務時間内、授業時間数であれば勤務時間内でいいということで、ありますので、そういうところでも、やはり早めに終わらせる、こういう処遇改善をして、早めに終わらせるという環境を、これはやっぱり一つの手では、なかなか受け入れないということで、まず環境改善を図っていかうということと、それとあと今回の全校の期限とか、皆さん教育委員の方は皆さん、本当に御参加いただいて感謝しているんですけど、あのワークショップやったことによって、中学校の支部校長会が、それぞれ4機関あるんですけど、下校時間をどう早められるかという、やっぱりその話合いを今年度、してきていますので、あくまでも令和5年度の数字で、令和7年度そんなに変わらない見込みがあるんですけど、ただ少しずつそういう意識が、中学校の管理者にも出てきていると言えるところですので、今回の実践校もちょっと中学校を拡充して、中学校での実践例、部活動の実践も含めて、しっかりと波及効果を出していきたいというふうに考えておりますし、実際、塚越中学校は、部活動が盛んなんですけど、部活動というのいろいろ手を加え始めています。そういう部活が盛んな学校で、強い学校でも変わるんだということも含めて、しっかりとやっていく必要があるので、それも含めて、しっかりと対応していきたいと思いますので、ぜひまた節目のときには、報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

野村委員お願いします。

【野村委員】

ありがとうございます。

西井委員の、その半信半疑という言葉、私も実は、同じように感じております。

というのも、その子どもたちの主体性に任せるということは、本当に素晴らしいことなんですけど、一方で、組織としてきちんと守っていかなければいけないとか、声を上げていかなければいけないところは、守っていないと、学校に委ねる、子どもに委ねるだと、結局また、引きずられるようにして、改革が進まないということを懸念しています。

例えば、このガイドラインの中でも、参加する大会数を精査するというのがあって、素晴らしいと思うんですけども、競技団体の、何というか、熱量とか、保護者の方の声とか、結局のところ調整が難しいのではないかなという懸念があります。

それと、熱中症についても言及していますけれども、そこに大会があったならば、川崎市としては、基準としては、ここで運動させたくないけれども、大会がある限りは、辞退するわけにはいかないから、出なければと、結局のところ誰か、本当に命を落とすまで動かないんじゃないかなと思っています。

これまでも、救急車が来るようなことも、何度も子どもが倒れてというのもあって、背景にいろんな事情もあったとは思いますが、それが本当にいつか、命の危険にさらしてしまう

んじゃないかと、ずっと保護者として危機感を持っていました。

実際このまま大会があったら、子どもを守るためには大会に出ることを止めなければいけない、親として、子どもが楽しみにしている大会を止めるって難しい、きっと先生も、じゃあ出なきゃいけないからって、競技団体とのしがらみもあるしということで、そうなってくると、教育委員会が最前線に立って、競技団体とも交渉していかなければいけない場面って、あると思うんですよね。

その上で現在、そういった各競技団体との調整というのは、何か進んでいるのでしょうか。

【落合教育長】

健康教育課担当課長。

【末木健康教育課担当課長】

はい、当然のことながら、今、昨年度、大会中の熱中症の事故というのが発生してしまいましたので、それにかかわらず、子どもたちや、その現場で働く教員を守るためには、その熱中症対策指針というのは、市内統一のものがございますので、それを徹底するような形ということで、団体とは協力して、その取組で昨年、教育をやってきておりますので、今後も引き続き、その部分については、安全安心の部活動、試合というのを守るために、教育委員会が先頭となって行っていく必要があると思っております。

部活動というのは、これまでは学校の取組ということで、保護支援的なことで位置付けられておりましたけれども、ここは、そうではなくて、その生徒の活動の場の確保と、教員の働き方、それから安全安心を守るというところを、全部両立させていくためには、やはり教育委員会が先頭となって、やっていかなければいけないというふうに、メッセージを込めたつもりなんですけど、このガイドラインについては、学校が取り組むべき内容の、その改定ということで、学校が中心になって書かれていますけれども、新たに項番8ということで、新たにここは設けましたし、この教育委員会が先頭で取り組んでまいりますというメッセージも込めたつもりでございますので、この地域移行連携に関するものについては、新たにまとめた、またこのガイドラインを改訂するのか、新たなものをまとめていくのかは、今後検討になりますけど、またそれはまとめて、公表していきたいとは思いますが、やはり逆に安全安心、それから教員の働き方、生徒の活動の確保、このところを守っていくために、これからも部活動と、様々な経緯について取組をしていきます。

それから団体との話ということにつきましては、まずその安心安全を守るために、熱中症対策におけるものは、昨年度、話してきております。

やはり今後は、それから当然のことながら、引率の負担という、教員の声が出てきていますので、そこはこの7年度から改善をしたところでございます。

今後は、それから、運営のルールについても、やはり拘束時間が長い、大会時の拘束時間が長いというような声がございましたので、効率的な運営を図るため、顧問の引率を軽減するために、各競技団体と協議をしながら、少しずつではございますけれども、改善をしております。

今度は根本的に、やっぱりその大会運営をどうするかというところ、それから当然のことながら、秋の試走会という御意見は、ゲームが出ているということは認識しておりますので、その、開始前提ではございませんけれども、このルールは令和8年度団体等、本当にディスカッション

していきたいと思いますので、これらも含めまして、部活動の取組については、適宜会議において御報告させていただきますので、よろしくお願いします。

【落合教育長】

これからスタートしていくところでございますので、大人の都合だけでガイドラインをつくり変えるのではなくて、やはり川崎の部活をやっている子どもたちの思いとか、声をちゃんと聞きながら、だから少し時間をかけて、時間がかかって、やっとう、できてきたというところでございますので、実践校での取組、本当に好事例が出ている学校現場もありますので、それを少しきちんと広げていくという、校長会長を先頭に、少し校長会でも、少し意識をしっかりと持っていていただき、というあたりで、今後の学校での取組、教育委員会の取組というあたりが、この先どんなふうに進んでいくか、きているのかというあたりを、少し定期的に、ここで情報を共有させていただくというようなところを、進めていくというあたりで、少しこのガイドラインの存在を見ていただければと思いますので、これに関しては、この形で、情報共有をさせていただくというところで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

意思を共通、一緒に持っていただきました、ありがとうございます。

では報告事項No. 6は終了いたします。

報告事項No. 7 第3期川崎市教育委員会障害者活躍推進計画（案）について

【落合教育長】

次に報告事項No. 7ですね。

「第3期川崎市教育委員会障害者活躍推進計画（案）について」の説明を、教職員企画課長からお願いいたします。

【井川教職員企画課長】

それでは御説明させていただきます。

ファイルNo. 12をお開きください。

まず、3ページをお開きください。

第1章のうち1、策定趣旨ですが、本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、市長事務部局とともに、各任命において計画を策定しており、第2期計画の取組を踏まえ、このたび第3期計画を策定するものでございます。

三つ目の○ですが、本市全体では、令和6年まで法定雇用率を達成してきましたが、令和7年は、除外率の引下げの影響により、2.54%と、法定雇用率2.8%を下回りました。令和8年7月には、更なる法定雇用率の引上げも予定されており、障害者雇用の一層の推進が求められています。

次の○の後段ですが、教育委員会単独で算定した雇用率は、令和7年時点で1.55%となっており、教育委員会として定められている法定雇用率2.7%を大きく下回っています。

教育委員会に属する職員は、90%以上が学校勤務の教職員であり、さらにその90%程度が教育職であるなど、構造的に雇用率が上がりにくい点が課題となっています。

次に、5ページ第2章でございますが、ページ下段の（2）会計年度任用職員の採用として、教育委員会では、平成30年度からは、チャレンジ雇用という取組を発展させ、障害者雇用就業員として、会計年度任用職員を採用し、学校現場での教員の事務補助等を行うチャレンジド・ワークス事業を推進しています。14ページに経過・実績等を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。配置校を順次拡大しております。令和7年度には、市立小中学校38校に向け、58名を配置して雇用職場の拡大に努めているところでございます。

次に、8ページからは、障害者雇用に関する課題について記載しております。次に11ページ第3章、計画の目標でございますが、1、採用に関する目標として、全任命権者合算の実雇用率を、令和8、9年度は3.0%以上、令和10、11年度は3.1%以上としています。

教育委員会単独の目標としては、注釈欄に記載させていただいておりますが、国基準に合わせて現在2.9%以上としております。

また、12ページの2、定着に関する目標といたしましては、常勤職員が採用3年後で95%以上、会計年度任用職員が採用1年後で95%としております。

次に、13ページ、第4章、障害者の活躍推進に関する取組でございますが、ここでは目標達成に向けた取組を記載しております。1、障害者の活躍を推進する体制整備として、（1）組織面として、表の一番下の欄ですが、教育委員会における障害者雇用率の向上に向けて、主に学校現場における障害者の活躍する職域の拡充について検討するため、教職員企画課の組織体制を強化してまいります。

また、15ページ、2、職務の選定・創出・マッチングとして、表の上から二つ目ですが、チャレンジド・ワークスにおける採用において、既存業務の切出しや新規創出、受け入れ職場の開拓の取組を継続し、更に拡大してまいります。

そのほか、記載のとおり、新規・継続の取組を着実に推進し、障害のある職員が安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

障害者雇用の促進に向けてということで、雇用率の今の現状ですとか、今後、障害者の活躍推進する体制整備との御説明でしたが、何か御意見、御質問、ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

ありがとうございます。

これ事前に拝見をいたしまして、非常に丁寧につくられて、つくり込まれているなというふうに感動しました。歴史的にも非常に着実に前に進んでいらっしゃる。

このテーマというのかな、これは今日は法定雇用率という観点で、ちょっとビハインドしているという、きそうだということ、これに対しての対策という文脈でつくっていただいていますけれども、障害者の活躍ということとともに、そういう方々が、職場なり、その学校なりの職場に、一緒に仕事をすることによって与えるプラスの効果って、計り知れないと思うんですよ。

それはまさに多様性ということと、インクルージョンということが一番の身近な例になるとい

うことで、双方に効果を見ているということだと思います。

一方で、この法定雇用率というのは、もう法律で決まっちゃうものだから、どうしてもいつも、それを追いかける形になってしまって、議論としては、公的機関である公立学校や教育委員会が、法定の雇用率を守れていない事実というところに関しても、何とかしなきゃいけないという問題と、それから一方で、この先ほどの文脈について言うと、ダイバーシティインクルージョンを進めていくという観点では、これは現場の理解をしてもらいながら、全ての職場に受け入れてもらえたほうが絶対いいというのは、この両方の考え方で、二律背反的なところがあったりすると思うんですけど、本当は時間をかけて丁寧にやったほうが、カルチャーとしては非常にいいものができるだろうと、私も思っています。

そういう観点で、例えば民間だと足りないペナルティーが来るので、これはあの、ちょっとステークホルダーの観点で許されなくなるので、例えば特例子会社、特例会社みたいなものをつくって1か所に集めて、つまり環境を整えた上で、その方々の能力を発揮してもらうための職場を用意するということなんですよ。

これはやっぱり、検討されたことがあるのかということ、それはどちらかといえば、どちらかということとその数字を守るということになっちゃうんですけど、このことについてはどうでしょうか。

【落合教育長】

教職員企画課長。

【井川教職員企画課長】

ただいまの御質問でございますけれども、今の時点におきましては、まだアイデアレベルというのは、例えば総合教育センターでの業務として行って、そういう職場をつくって、各所に出ていくようなことができないかなとか、そういうアイデアが出てはいるんですけども、じゃあ果たしてそれがうまくいくのかということころまではできていない状況にあります。

先ほどありましたチャレンジド・ワークスというものについては、むしろ西井委員が教えていただきました、丁寧に、学校現場で、そういう仕組みをつくっていくことをやっておりまして、我々、私たち教職員企画課の職員も、部長とかもですね、日々学校に出向いて行って、各校の困りごとに寄り添って、いろんな特性がある人たちになりますので、いろんな課題が出てくるということに非常に寄り添った取組を進めています。

それがこの拡充、途中ではありますけど、拡充ということで上がっている。

ただ一方で、その法令での決まりごとということについては、今のところこの特例制度で、市全体で合算されていますので、市全体での取組が求められているところではありますけれども、それにしても2年それが続いてしまうと、ペナルティーがあるというようなところは変わりありませんので、そういう意味では、まずはこの教職員企画課の体制をまず拡充させていただいて、今、その丁寧な取組と、拡充の抜本的なアイデアづくりというのは、ちょっと両立しにくい状況がございますので、そういったところからスタートしていければというふうに考えております。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

障害者雇用って、何というんですか、字面ほど美談ではないというか、現場にいれば、多分、本当にそれぞれ違う特性をお持ちなので、まだ学校現場だから、理解度が高いだろうみたいな、そういう話もあるかもしれませんが、実はそうでもなくて、支援級教員だったら分かるけど、支援級経験があったら分かるけれども、そうじゃないと、事務職員だったり、一般の教員とか、いろんな方いらっしゃいますから、その方々皆さんが理解してくださっているわけではないので、さざ波が立たないわけでは絶対ないと思うんですよ。

私、保護司とかもして、障害のあるお子さんでも、基本的には経験があるので、こういう雇用現場があるというのは大歓迎で、すごくうれしいと思う反面、この活動が、現在の働き方改革を進めている協議があったりとか、協働だったりの負担になってはいけないなというのを、非常に心配をしております。

それぞれでちょっと、そのようなさざ波があったときに、結局管理職の方たちが間に入って、重ねているというのを、いくしかないと思うので、なので、何か委員会の皆様がいろんな学校を回っていらっしゃると今、おっしゃったので、もうそこは大丈夫だなと本当に心から思うので、現場の負担になることなく、でもうまい具合の、仕事を見つけないという言い方をしたら失礼ですけども、いらっしゃらなかったところに迎え入れるものであるんで、先ほど自身がおっしゃっている1か所にまとめる仕事をつくるというのは、本当にあの、それならと思うんですけど、そうじゃない、いらっしゃらなかったところに立て替わって受け入れるのであれば、仕事も、ちょっとずつ細切れでも用意をして、その仕事のアドバイスの仕方、可視化だったら大丈夫とか、いろんな特性があるので、その辺は支援級の教員とかとも相談しながら、より心配ごとのないように、その仕事に入れるような準備をするとか、工夫がいっぱいできると思うんですけど、その辺りの難しさとかね、ちょっと寄り添って、また現場の管理職の方たちの負担にならないようなものにも、寄り添って、お願いごとばかりですけども、よろしくお願いいたします。

【佐藤総務部長】

私が市長事務部局の人事課長の時に、やはり身体障害者であったり、精神障害者であったり、障害者の雇用を推進していかなければならない、そういう立場で仕事をしていました。

その際に、今のお考えのとおり、各職場に障害をお持ちの方を配属するというやり方と、あと今のワークステーションになる、こちらの本庁舎にある、50人ぐらい入れるそうですけど、今そういう形と併用して、多様性と包摂というところを、しっかりやってもらうという取組に携わりました。その後も拡充してやっていっているというようなことですが、当初、やはり各職場に配置していくときに、各職場からネガティブな声というか、そういったレスポンスがすごくあるんですね。

特に精神障害の方というのは、様々な特性で、これが本当にほぼ、もうみんな100人いたら100様だと考えていただいていいと思うんですけど、それぞれの方に、それぞれの支援が必要になるということで、職場に、障害の方が三人いるのであれば、一人支援員をつけてあげないと

いけない。今、学校の負担という話があったんですけど、職場の負担がグッと増えてしまって、そういった体制を取っていかないと、やはり現場の負担感というのが増えてしまうという。何かあったときには、その支援員さんがフォローに入り、あるいは業務の指導も含めてしてもらえるような形で、体制を組んで進めていくということが基本になっていたと思います。教育委員会事務局に当てはめて考えますと、今お話があったとおり、学校に配置する場合の体制、それと、例えば南庁舎のほうにワークステーションのようなスペースが取れるのであれば、そういった形で。また、仕事の切り出しもですね、今の市長事務部局のワークステーションでは、集配であったり、物品や文房具の供給だったりというのを、各フロアを確認して回って、足りない部分に対しては、障害者雇用の方がですね、補充して回るといって、そういう形の業務切り出しをしていたりします。

各職場でも、業務の切り出しをして取り組んでいって、雇用率の数字を迫りかけるわけではないんですが、ただ2年連続で法定雇用率を割るとペナルティーということで、県の労働局から指導が入ることになりますので、そういったことも含めて、やはり官公庁で障害者雇用ができていないところが公表されるというのは、川崎市として絶対に避けなければならないという市長の強い意向や考えもありますので、そういう意味でも、教育委員会のほうでも雇用率を上げていくという取組が求められますので、私が実は障害者雇用推進者になっているんですけども、そういう立場でですね、やっていくということを、改めて自分ごととして思った次第でございます。

以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

野村委員。

【野村委員】

ありがとうございます。

お尋ねしたいことが一つと、二つほど意見があります。

一つは今、ダイバーシティとかインクルージョンの関係性もある、チャレンジド・ワークスって、意味があると、私もそう思いますし、もう一つは、現場の負担感ということで、逆に言うとその、現場の負担感にもなり得るんですけども、うまく仕事の切り出しを行って、業務の再編制というのを行っていくと、本当にうまくかみ合うと、働き方改革になっていくといいなという思いがあります。障害者雇用の問題でありながらも、働き方改革のところの意味でも、大きな意味を持つといいなと思っているところでの質問で、チャレンジド・ワークスの配置によって、どの程度教員の方の業務の負担軽減につながっているのか、何か具体的な評価みたいなことがあるのか、できそうなのかというところが、質問の一つです。

意見としましては、総務部長からのお話にもあったように、障害が多様であるがゆえ、そのマッチングが難しいというところで、私も手話サークルにいたことがある関係で、聴覚障害の人というのは、文字なり、その情報の保障があれば働きやすいんだということを聞いたことがあります。また、例えば車椅子の方というのも、アクセスをよくするスロープをつける、エレベーターがあれば、働きやすい、合理的配慮が分かりやすい。でも、知的障害のある方とか、精神障害の方というのが一番、マッチングが難しいというところで、例えば市内の企業でいうとダンウェイ

さんとか、見えない能力を可視化する、障害のある方の能力を可視化するというソフトを持っていらっしやったりします。そういった民間の方のお力を借りながら、その方の能力を可視化した上で、どんな合理的配慮が必要なのかということまで、簡単なテストと、アプリからの提案で、働きやすさを実現するというのを持っていらっしやるので、そういった知見をお借りすればいいのではないかというのが、提案の一つです。

もう一つ思うことは、先日特別支援学校に視察に行かせていただきました。

そこでも職業訓練として、ビル清掃ですとか、あとはオフィスでの作業ということで、やっていらっしやって、これから世の中に求められていく働き方も変わる中で、この学校で教えていく働き方というのが、バリエーションはこれでいいのかなという課題感を持ったのも事実です。

もし学校現場として、障害者の方の声を広げていこうという動きがあるならば、それこそ特別支援学校と、コラボレーションじゃないですけど、意見交換しながら、どういった配慮があるかと、知的障害のある方が働きやすいのかということ、意見を逆に聞くこともできますし、こちらの配慮というのが、これで本当にやっていきやすいのか、ちょっと生徒さんに試してもらって、検討していくということもできるんじゃないかなと、相互に、実践的な取組ができるんじゃないかなというのが、二つ目の意見です。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございました。

教職員企画課長。

【井川教職員企画課長】

まず一つ目は、御質問というところで、働き方改革の観点ですけども、なかなか数字に表すようなものとしてはないんですが、実際に働き方改革の関係で、教職員の方々に、どういう事務局の取組が多くあったと感じるかといったときに、このチャレンジド・ワークスであったりとか、もう一つ、健常の方が入っていただいている事務支援員という制度もあるんですけども、やはりこれらは、教員の方々が、それで必要のある印刷であるとか、そういうことを請け負ってもらっていますので、それは非常に効果があるというのは、御意見いただいているところではあります。

そういう意味では、学校現場で、一部そういうマッチングで難しいときに、トラブルがあったりすると、負担になっているところもありますけれども、実際に入れていただいている校長先生の回答を掲載しておりますが、そういうところでも非常にやっぱり、効果の部分のほうをアピールしていただいていますので、そこはほかの学校にも共有していければなというふうには思っております。

新しいそういう、見えない部分が多いところを可視化していく新しい技術というところも、幾つか見つけていただければというふうに思います。

あとは特別支援学校もですね、今高等部分教室というところが、今後、学校化をしていくというところで、新しい取組を進めておりますけれども、その中でいうと、今のビルクリーン的な仕事から、本当にニーズに合ったものを、カリキュラムにしていけるように検討している状況もございます。

そういったことだとか、あとは実際に私たち、現場の人間としては、就業支援機関と連携をする中で、最後は学校もそうですけれども、その障害のある方々が、そこも使いながら、私たちが採用してくるときに、ちゃんと意見交換をさせていただいて、実際どういうところに課題があるのかということも、把握させていただいておりまして、そういうところを地道に進めていくのが、やはり大事かなというふうには、感じているところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

では、芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

すみません、時間のない中、申し訳ないです。

とても大切な取組だなというふうに思っているんですけども、仕事上、そういう方たちもお話ししたり、聞いたりとかするんですが、この障害者雇用について大事なことは、一つ、私たち若しくは現場はコスパを求めるのは、いけないんじゃないかということです。というふうに思います。

つまり、私たちと同じようなスピードで、物事を処理することだとか、そこを、忙しいとつい時間がかかるとかというふうな感じで求められちゃうとしたら、すごいストレスで苦しいんですよ。

インクルーシブはそういう意味ではないですよ。

その働き、その動きの遅い人は遅い人なりに、早い人は早い人なりに、でも、それぞれそこに意味があると、必ずしも仕事中にいいだけではないというのが、大事なポイントなんじゃないかなって、いうふうに考えますので、そうしないと、常に、障害者の人たちだからとかね、というふうな感じになってしまうので、実は一緒に働く私たちの意識の問題なのではないかというふうに、すごい思ったりとかしますので、そうするとね、雇用するということで、同じような基準で、これぐらいのお金がかかるからということではなしに、考えていくのが必要ですし、私は実は各学校に一人いることが大事だと思うんです。

私たちインクルーシブ教育を、一生懸命推進したりとかしていて、その方がどうやって学校の中で、自分のペースで動いている、仕事をしている、それ自体が実は、何よりも子どもたちに対するアピールになるような気がしますので、何かその視点を持ってぜひ考えていただけたらなと思いました。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございました。

貴重な視点をいただきましたので、そこにいることに意味が、そんな視点も大切にしながら、やっていきたいと思いますので、この件についてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは報告事項No. 7は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．８ 教職員のこころの健康づくり第１期実施計画（案）について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．８「教職員のこころの健康づくり第１期実施計画（案）について」の説明を、給与厚生課担当課長からお願いいたします。

【根岸給与厚生課担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．８「教職員のこころの健康づくり第１期実施計画（案）について」御説明いたします。報告事項Ｎｏ．８のファイルをお開きください。

今回の報告では、現指針である「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」の取組の成果及び評価について御説明した後、令和８年度からの本計画について、御報告いたします。

２ページを御覧ください。

平成１８年に川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画を策定した以降、３年ごとに見直しを行い、令和４年に川崎市教職員のこころの健康づくり指針を策定して、取組を進めてまいりました。

３ページを御覧ください。

評価方法を、記載のとおり設定しました。

４ページを御覧ください。

現指針では、目標として１、セルフケア・ヘルスリテラシーの向上、２、健康で働きやすい職場環境づくり、３－１、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応・療養支援、３－２、メンタルヘルス不調者の円滑な職場復帰、再発防止を掲げ、評価指標及び主な取組を設定しています。

５ページから７ページには、評価方法に従い、目標ごとの主な取組、実施の詳細内容及び観察項目を記載し、８ページに年度ごとの評価指標の実績値、９ページから１２ページには、目標ごとの主な取組と実施結果をまとめています。

１３ページを御覧ください。

目標に対する達成度及び理由について、目標１は、健診受診率やストレスチェックの受検率の目標を達成し、産業医面接の実施率が、９割以上と年々向上しているため、ほぼ達成としています。

目標２は、ストレスチェックの集団分析結果を活用している学校は増加傾向ですが、睡眠５時間未満の教職員率及び健康リスク８０以下が達成できておらず、未達成としています。

目標３－１、３－２は、長期療養者数が増加傾向ですが、産業保健スタッフの増員や、学校への巡回健康相談など、様々な取組を行い、復職後の定着率も９割以上であるため、ほぼ達成としています。

１４ページを御覧ください。

目標ごとの成果及び課題のうち、成果については１３ページの目標の達成度を基にまとめています。

各目標に対する課題について、御説明いたします。

目標１は、健診結果等を、健康で働くための改善行動につなげられるような啓発を強化すること、産業医面接の目的の理解と、環境整備などの検討が必要であること。

目標２は、健康で安全に働ける職場環境改善の取組について、引き続き検討を進める必要があること。

目標３は、長期療養者が減少しない現状を踏まえ、再発予防のスキルを身に付けるなど、より効果的なアプローチ方法を検討することが必要です。

また、複雑困難な対応事案により不調を来すことがあることから、関係部署との連携により事案を分析し、対策に生かしていく必要があるとしました。

続きまして、教職員のこころの健康づくり第１期実施計画について御説明します。

１７ページを御覧ください。

今回の改定は、全庁的な川崎市職員メンタルヘルス対策第１期実施計画を基盤としつつ、教職員に特化した内容としています。

また、未来を育む学校サポートプログラムの一つとして位置付けております。

１８ページを御覧ください。

市立学校教職員の現状と課題は、（１）長期療養者の状況のア、「精神及び行動の障害」による長期療養者の推移は、図１のとおり全国よりも高い状況が続いており、年代別割合は、図２のとおり、赤線の２０歳代が一番高く水色の４０歳代、ピンク色の５０歳代も増加傾向となっています。

１９ページを御覧ください。

イ、長期療養者の主な疾病は、適応障害が約半数を占めているため、職場不適応を防ぐ取組が重要であり、ウ、長期療養に至った要因の多くは、どの年代においても仕事の量や質ですが、２０から３０歳代では対人関係、４０歳代以降では身体疾患によるものが多く、年代にあった対策やケアが必要です。

（２）教職員全体の状況では、ア、欠員数は減少しているものの、人員不足は続いており、早急な人員確保が求められています。

イ、年齢別構成は、若年層が５４％で、若手が多い環境です。そのため、中堅層は役割と責任が増大しているため、精神的負担を減らす取組が必要です。

ウ、勤務実態調査の結果から、やりがい、生きがいを感じながら仕事ができる職場環境づくりが必要な状況となっています。

２０ページを御覧ください。

現行指針の下、様々な取組を行ってきたものの長期療養者が減少していないこと、ここ数年では２０歳代だけでなく、中堅層も増加していることから、本計画では、それぞれの年代に応じた効果的な取組と予防対策の更なる強化が必要であることを重点課題としました。

本計画の考え方は、人材確保策の強化や、教職員が働きやすい環境の改善といった取組と足並みをそろえながら効果的に推進していく必要があるとしています。

２１ページを御覧ください。

本計画の目標は、若年層に加え、中堅層の教職員も、やりがい、生きがいを感じながら、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりを支援し、教職員一人ひとりのウェルビーイングを向上させ、全ての年代でメンタルヘルス不調による長期療養者を減少させることとします。

そのため、成果指標は、市計画と同様としつつ、目標値を教職員の現状に合わせ、成果指標①メンタルヘルス不調による新たな長期療養者の割合の減少とし、０．７６％を０．７％以下とすること、成果指標②メンタルヘルス不調による長期療養者割合の減少では、１．５８％を１．５％

以下にすることとしています。

22ページを御覧ください。

目標を達成するための取組の方向性は、1、職場のストレス要因を把握・分析し、その結果を活用し、教職員が健康で働きやすい環境づくりを推進する。

2、メンタルヘルスに関する研修・啓発を進め、自らが心の健康を保ち続けられるよう、セルフケア及びヘルスリテラシーの向上を図る。

3、メンタルヘルス不調の教職員へ、早期に相談支援を行い、専門的な支援を行うことで、重症化の防止に努める。

さらに、休職者への早期回復と円滑な職場復帰、再発防止を目指すとしています。

これら3点の方向性に対して、具体的な取組を23ページから28ページに記載しています。

23ページを御覧ください。

取組の方向性1の新規の取組を複雑困難な事案への対応と安全性が担保された学校職場づくりへの支援、拡充・強化する取組を学校安全衛生委員会等の活動の強化として、学校全体で健康で安全に働ける職場づくりを進めます。

24ページは、取組の方向性1に関する取組を、現指針から継続する内容でまとめています。

25ページを御覧ください。

取組の方向性2の新規の取組は、学校組織の特性を踏まえ、管理職によるラインケアと同僚性を尊重した効果的なラインケアの在り方の検討としており、拡充・強化する取組としては、時間外在校等時間の把握と産業医面接の実施を設定しています。

26ページは継続する取組をまとめています。

27ページを御覧ください。

取組の方向性3の拡充・強化する取組を二つ設定しています。

一つ目は、現在実施している新規採用者への巡回健康相談を異動者にも対象を広げて実施します。

二つ目は、個々の学校職場に適した支援方法を検討できるよう、人材育成とチーム対応強化できるよう、産業保健体制の充実を設定しています。

28ページでは、継続する取組をまとめています。

最後になりますが、29ページを御覧ください。

本計画の進捗管理としては、教育委員会会議のほか、資料に記載の委員会に、取組の進捗状況を報告することとしています。

なお、現指針の成果及び本計画案については、メンタルヘルス専門部会で検討を重ね、川崎市教職員健康管理検討委員会にて審議、決定したものととなります。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

心の健康づくり指針についてですね、これまでの取組の成果と評価、そして、令和8年度からの計画についての御説明でした。

御質問等ございますでしょうか。

【森川委員】

ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。

質問とかではなく、私のほうからお願いなんですけど、職場のストレス要因というところに、先ほど人間関係ですとか、いろいろ入っていたんですが、私は専門家でないので、分からないんですけれども、職場の音量、各教室の音量とか計測したことがありますか。

多分あまりそれはないかなと思うんですけど、あまり聞いたこともないし、私も思わなかったんですけど、これ多分、芳川先生のほうがお詳しいと思うんですが、その過度なうるさ過ぎる音量の中にさらされていると、多分心で、ダメージを受けるんじゃないかと、最近思うことが多く、突発性難聴とかになってしまっている教員の人たちを何人か知っていて、一人は緊急入院になった人もいますけれども、3日間ぐらい、ほかの仕事が忙しくて学校に行けなくて行ったときに、低学年の教室のあまりの音量に驚いたんですね。

その中に1日、担任はいるんですよ。

特に1年生あたりだと、トイレも、教職員用のトイレに行く間もないので、1年生と同じトイレを使うしかないのでダッシュして、もう行って戻ってくる。

だからずっとトイレもうるさいし、ずっと教室もうるさいし、その原因は、特に低学年の教室だと思うんですけれども、話を聞いてほしい子どもたちが多過ぎる、誰が聞いてくれないとか、ここではその問題はあれなんですけど、ただもうとにかく自己主張して、僕を聞いて、私を聞いての子どもたちがとにかく多過ぎて、その過度な音量の中にいるというのは、これは心に、突発性難聴とか難聴も、原因とか専門家じゃないので分かりませんが、多分メンタルから来る場合もあると思うんです。

自律神経とかそっちのほうがあると思うので、まず一度ちょっと、環境を整えるというところで、すごく引かかったんですけど、環境は、気温とか採光とかだけど、音に関しても、ちょっと特に低学年の音に関しても、少し、それが分かったらじゃあ、どうしたらいいかを考えなきゃいけないんですけど、ちょっと調べて、実証データみたいなのがあったら、対策を練りやすいのかなと思ったり、ずっとその中にいる、給食もそこで、給食も、仕事なので、その中で食べるしかないんですけれども、それでそれから清掃をして帰すまで、すごくにぎやかな中に、1日いるんですよ、先生方。なので、そこに関してちょっと、できればまず計測データとかを取っていただきたいと思います。

よろしく願います。

【落合教育長】

その検証はしていないかと思うんですけど。

【根岸給与厚生課担当課長】

御意見ありがとうございます。

確かに同じ状況のところさらされているというところは、ストレスとして大きいというふうには認識しているところでありますので、ちょっと安全衛生も含めた形で、そういったあれとかを含めて、話ができて、どういう形で、データを積み上げていけるのかも含めて、検討できればなというふうに思っております。

ありがとうございます。

【落合教育長】

西井委員、失礼しました。

どうぞ。

【西井委員】

これまでの川崎の取組と、それから今後の計画についても、非常に、基本形というか非常にきちっと積み上げられているというふうに思っていて、対策としては、いい対策をされているなというふうに思います。

先ほど、やはり課題なんですよとおっしゃった長期療養の方の、減らないよということについては、社会的に非常に各団体、みんな御苦労されている部分かなというふうに思いますけれども、この間ちょっと、事前のヒアリングをお受けしたときに、びっくりしたのは、やはりこの、これだけを対策をされている中で、しかもその172校について、現場を回られてね、実際の啓発活動をされたりしている中ですけど、やはり産業医の先生と保健師さん、受け付ける体制というんですかね、ここについて言うと、もうちょっと強化する、してもいいかなという、私は思いました。

というのが、やはり長期療養が必要な方というのは、これは長期療養の定義をもう、変える必要はありませんけれども、やっぱり繰り返して、職場に復帰したけど、またぶり返してくるという方は、本当に御本人も大変だし、それからメンバーにとっても、やっぱり苦しい状況になるというふうに思いますので、そういう方々をどういうふうに、早めに見つけ、そうならないようにして、もし不調に陥ったら、状況をチェックして、次にこれ、対策を採っていくということですけど、結局これ、安全衛生委員会の資料だと思いますけれども、まとめられた原因が何だったかということについても、これ診断書に基づいてこれ、まとめられても、これぐらいしかまとまらないですよ。

そこを、どういうところがストレス原因、ストレッサーになっているかというのが、個別に違うので、そうするとその職場全体を見ていらっしゃる保健師さんと産業医の先生が把握するしかないんですよ。

1個1個、ストレッサーのところから遠ざけるか、あるいはその原因を解消するかで、かなりの部分、御本人のキャラクターによるところも、大きいところがあるじゃないですか。

だからその辺のところを見える化する、可視化するところに、2年かけて自浄するんじゃなくて、1年で、この方々の1.7%というかなりの数ですけど、その方々を診てさしあげるような体制というのが多分、川崎にとっては一番必要なことなんじゃないかなと、そういうふうに思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

給与厚生課担当課長。

【根岸給与厚生課担当課長】

御意見ありがとうございます。

産業保健スタッフもやはり体制づくり、それから相談員も増やしてきてはいるんですが、さらにその相談員の質の向上というところもですね、中でできるように、事例の振り返りなどをしながら、取り組んでいる最中でございますが、そういう形でしっかり対策できていければなというふうに思っております。

ありがとうございます。

【落合教育長】

この点はよろしいでしょうか。

よろしいですか。

では報告事項No. 8は終了といたします。

報告事項No. 9 学校事故対応に関する指針に基づく詳細調査の実施について

伊藤指導課担当課長が説明した。

報告事項No. 9は終了した。

報告事項No. 10 教育委員会の権限に関する事項に係る教育長の専決処分の報告について

報告事項No. 11 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

井汲教職員人事課担当課長及び武田教職員人事課長が説明した。

報告事項No. 10は終了した。

落合教育長が会議に諮った結果、報告事項No. 11は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第36号 人事について

武田教職員人事課長が説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、議案第36号は原案のとおり可決された。

議案第37号 人事について

細見庶務課長が説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、議案第37号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【落合教育長】

以上をもちまして、本日の定例会は、終了といたします。ありがとうございました。

(1 7 時 2 8 分 閉会)